

IV 発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携に関する研究

I. 調査の概要

1. 調査目的

本調査では、発達障害者を対象とした相談支援を担う人材に必要なスキルを整理するとともに、支援を必要とする発達障害者をどのような窓口で受け止め、どのような機関が連携して支援を進めればよいか検討し、地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むモデルを提示することを目的として、先進地域に対する訪問ヒアリング調査を行った。

2. 調査対象・時期・方法

発達障害者に対する相談支援体制の先進地域 5 ヶ所を選定し、発達障害者支援センター担当者を主たる対象として訪問ヒアリングを行った。なお、地域の実態に応じて、ヒアリングには、センターと連携している相談支援事業所の担当者、地域で発達障害者に対する相談支援体制の運用にかかわっている行政担当者、地域自立支援協議会関係者等に同席いただいた。

調査対象	訪問ヒアリング実施日時
岩手県発達障がい者支援センター ウィズ	2010年2月22日(月) 14時～16時
山梨県障害者相談所発達障害者支援センター	2010年1月5日(火) 13時30分～15時30分
滋賀県発達障害者支援センターいぶき	2009年12月11日(金) 9時～12時
愛媛県発達障害者支援センター	2010年1月15日(金) 13時～15時
大分県発達障がい者支援センター ECOAL	2010年1月21日(木) 13時30分～15時

3. 調査内容

○以下の項目について、事前にシート記入を依頼し、ヒアリングで補足した。

<p>■地域の基本属性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村名 ・人口、世帯数 ・面積 ・障害者数：手帳保持者、障害程度区分認定者 ・障害福祉サービス全般の基盤整備の状況 ・その他地域特性 <p>■発達障害者支援センターの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・経営主体 ・開設年月 ・併設事業 ・活動エリア ・現在対応しているケース数→うち相談支援事業所から紹介されたケースの割合、相談支援事業所と連携しているケースの割合 ・組織・職員体制 ・運営経費 <p>■障害者相談支援体制の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の状況：委託・指定・直営別事業所数、活動状況 ・地域自立支援協議会の設置状況 ・相談支援体制の現状評価

■ 発達障害者支援に関する関係機関との連携状況

- ・ 連携の必要性の認識
- ・ 具体的な連携実績（件数、内容、連携実績等）
- ・ 連携の効果・課題
- ・ 今後の方針

■ 発達障害者支援に関する人材育成の取り組み状況

- ・ 研修の実績：回数、形態、プログラム、講師等
- ・ その他発達障害者支援に関する人材育成の取組み：スーパーバイズ（アウトリーチ含む）、シンポジウム開催、パンフレット作成、認証資格制度等
- ・ 発達障害者の相談支援にかかわる人材に求められるスキル（特に相談支援専門員について）

■ その他自由意見

- ・ 地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むことの効果
- ・ 地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むに当たっての課題・解決策
- ・ 発達障害者支援と相談支援の今後のあり方

4. 調査結果概要 ～発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携のポイント～

発達障害者に対する相談支援体制の先進地域 5 ヶ所の訪問ヒアリング調査で明らかになった発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携のポイントとして、以下の点が上げられる。

(1) 都道府県としての取り組み方針の提示

- 発達障害者に対する相談支援には、発達障害者支援センター、相談支援事業所、市町村行政（福祉保健所管部署、教育委員会等）をはじめとして、活動エリア、担当する領域、背景とする専門性等が多岐にわたる関係機関が関わっている。
- これらの機関の活動を広域・専門的な視点から調整し、有機的に結びつけて、効果的に支援を展開する環境を整えるためには、全体像を把握できる立場にある都道府県行政が、発達障害者に対する相談支援体制をどう整備し推進するか、明確な取り組み方針を提示することが重要である。

(2) 市町村、圏域、都道府県全体での重層的な取り組み

- 発達障害者からの相談を受け、具体的な支援を行う際には、相談内容や当事者のニーズ、相談を受け付けた機関の役割・専門性等に応じて、最も身近な生活圏域である市町村で対応するのが望ましいもの、市町村より広域な一定の障害保健福祉圏域や都道府県全域で対応するのが望ましいものがある。
- どの単位で対応することが望ましいかについては、都道府県の取り組み方針に従って、以下のような観点から検証する必要がある。
 - * どの程度のニーズに応えなければならないか
 - * ニーズに応えるためにどの程度の人材と社会資源を確保する必要があるか
 - * どのような専門性が必要か
 - * どの程度の頻度で対応が必要となるか
 - * 都道府県面積や交通網等の生活圏域はどうなっているか
- そして、その検証結果に応じて、市町村、障害保健福祉圏域、都道府県全域といった重層的な相談支援体制を構築し、関係機関が効果的・効率的に活動できる環境を整備することが重要である。

(3) 地域実態にあわせた人材育成の取り組み

- 発達障害者に対する相談支援を円滑に進めるには、以下のような人材が必要である。
 - ①発達障害について基本的な知識を有し、支援を必要とする人の存在に気づき、適切な機関につなぐ人材をできるだけ多く確保する（裾野の拡大）
 - ②発達障害について専門的な知識を有し、様々な支援機関の活動をスーパーバイズし、適切な支援が展開できるよう質の担保を行う人材をチームとして育成する（圏域単位の中核人材の確保）
- このような人材を育成するためには、都道府県の取り組み方針に従って、地域による人材の偏在が起こらないよう配慮しながら、①裾野の拡大に当たってはできるだけ身近な地域での研修回数を増やす、②中核人材の確保に当たっては、数年単位の養成プログラムの中で地域ごとのチームを創り、適性を見極めながら人材を発掘するといった、地域実態に合わせた計画的で着実な人材育成の取り組みが重要である。

(4) 発達障害者支援センター連絡協議会、自立支援協議会の活用

- 発達障害者に対する相談支援にかかわる関係機関が、都道府県の取り組み方針を共有しながら効果的・効率的に業務を進めるためには、定期的の方針を確認するとともに、各機関の取り組み成果と課題を検証して、今後の展開につなぐための協議の場を持つことが重要である。
- そのような場として、発達障害者支援センター連絡協議会や都道府県自立支援協議会等の既存組織をどう活用するか、会議体としての実効性を高めるためにどのようなメンバー構成にするか等を十分検討する必要がある。

II. 岩手県結果

1. 発達障害者支援センターの概要

(1) センターの基本情報

センター名	岩手県発達障がい者支援センター ウィズ					
所在地	岩手県盛岡市					
事業開始年月	西暦（2005）年（ 11）月					
運営主体	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 →もともと事業団の別の知的障害児入所施設に、障害児療育等支援事業が附置されていた。療育センターができるにあたり、県の相談に関する事業を集約させたいということで療育等支援事業にあわせて発達障害者支援センター事業も合わせて受託。					
センターを附置する施設	その他施設（事業団がサービス管理を行う県立療育センター）					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	3人	1人	人	人	人
	非常勤	2人	人	人	人	人
平成21年度事業予算	—					

※職員体制は、センター本体業務として4人、市町村支援体制サポート事業担当（非常勤）が1人である。常勤職員には、臨床発達心理士、言語聴覚士が各1人いる。

(2) 平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	319	5
	延支援件数	924	5
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	405	0
	延支援件数	614	0
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	4	0
	延支援件数	7	0
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	13
		延参加人数	666
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	0
		延参加人数	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	23
		延参加人数	1409
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	3
		延参加団体数	43
	(2)調整会議	実施回数	0
		延参加団体数	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	47
		会議回数	20
6. 個別支援のための調整会議	会議回数	20	

(3) センター事業の経過と現状

<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年の開設当初から岩手県発達障がい者支援センターでは、県内に 1 か所しかない機関のためアウトリーチ型の支援を心掛けてきた。 相談では平成 19 年後期から県沿岸部で毎月開催する出張相談を開始し、現在は 4 か所を会場とし相談を行っている。 平成 17 年 11 月の開設以降、19 年度までは幼児期の相談が多く寄せられていたが、20 年度は小学生の相談が多くなり、21 年度は中学生・高校生の割合が増加している（10 月末現在で前年比 129%）。 この理由としては、幼児期について地域自立支援協議会で対応が検討され、療育教室等のネットワークができて、対応が充実してきたため、センターの相談にいらすむようになっていくことが考えられる。一方、小学生の件数の増加は、センターを附置する療育センターに児童精神科があり、そこからの紹介が増えていることが一因である。なお、中高生については、児童精神科から紹介されるケースの他に、センターから児童精神科に紹介するケースが多い。 学齢期の相談が増加しているに伴い教育に関する相談も増加している（10 月末現在で前年比 132%）。教育に関する相談では、学校と保護者の関係が悪化しているケースも多く、学校への介入が困難な場合も多い。 学校への介入をスムーズに進めるための方法として、教育機関（教育委員会、組合等）で企画される研修会には積極的に講師派遣を行っており、教育関係者への周知を目指している。研修でセンターを知ったという相談が増えており、アウトリーチ先でも研修で知っているということで受け入れがスムーズになるケースが増えてきた。 成人期の相談も増加しており、その内容の多くは就労関係である。これについては、地域で対応するよう、センターから圏域につないでいくことが重要である。 普及啓発では、盛岡での大規模な研修会に加え、県教育員会と共同で、県内 9 ～ 11 か所で同じ内容の研修会を開催している。 21 年度からは、県内の地域自立支援協議会専門部会への参加を行っており、市町村の状況が細かく把握できるようになった。
--

2. 発達障害者支援センターが所管する地域の概要

(1) 地域の概況

市町村数	34 ※2010 年 12 月までは 35 市町村。
圏域設定の有無	あり→（ 9 福祉圏域 ）
人口	（ 1,339,386 ）人 ・ （ 503,316 ）世帯
面積	（ 13,357 ）km ²
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県の内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、奥羽山脈、北上高地がそれぞれ県の西側、東側を南北に広がっている。 国道 4 号線を中心とした南北への移動は容易で、人口もその部分に集中している一方、東西への移動は山越えが必要であり、移動に時間がかかる。 山間部にも集落が点在しており、社会資源、情報の伝達等で地域格差がとて大きい。

(2) 地域の障害者数

手帳所持者	身体	56077人
	知的	9179人
	精神	5196人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

(3) 発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状（発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等）

・県の発達障害者支援体制整備事業と特別支援教育体制推進事業は委員会を合同で開催しており、両事業並行で、県内1か所をモデル地区に事業を展開している。

○5歳児健診の実施

- ・昨年度まで2年は二戸圏域をモデル地区とし、5歳児健診を実施した。最初の健診で要精査となるケースが3割、そこから精査して全体の10数%が気になるケースとして、フォロー対象となっている。一定の効果をあげているため、モデル事業が終わった今年度は市町での単独事業として健診を継続している。
- ・モデル事業の結果は他の圏域にも報告されたが、二戸圏域での健診は1ヶ所に対象者を集め、療育教室スタッフ、障害者相談支援専門員、特別支援教育コーディネーター、市町村教育委員会主事、保健師、病院の臨床心理士等が参加し、要精査の子どもには医師の診察を行うという体制であったため、他の圏域ではそこまでのスタッフ確保が難しく、広まっていない。

○個別支援計画の作成、支援会議の開催方法等の検討

- ・21年度は北上市をモデル地区とし、個別支援計画の作成、支援会議の開催方法等の検討を行っている。岩手県では、一昨年、標準版の個別支援計画の基本ツールを作ったので、それをもとに計画を立てたところ、児童期の発達障害での医療情報等が不足することが明らかになったので、それらも含めた支援計画作成をめざしている。具体的には、学校側が作成している個別の教育支援計画をベースにすることを想定し、各学校の様式を収集して、内容を検討している。
- ・また、岩手県の標準版の個別支援計画の基本ツールでは、ケア会議についてもモデル的に示されているので、これにそって支援会議を開催し、他のスタッフがその様子を見て、どのような視点が抜けているか議論している。何度かそれを繰り返す中で、どういうスタッフをメンバーに入れるべきか、どういう方向性に持っていけばよいか、発達障害オリジナルのケア会議があるのかどうかといった論点を検討している。

○支援センターの事業への協力内容

- ・発達障がい者支援センターは圏域支援体制整備事業への協力を行い、研修会の講師派遣、支援会議へのスーパーバイズ、地元支援者への相談同席による相談支援方法伝達等を行っている。
- ・また、発達障がい早期発見体制整備事業を実施し、医療機関での情報共有を図りやすくする医療パスポートの作成、1歳6カ月・3歳児健診におけるチェックリストの作成を行っている。
- ・医療パスポートは、岩手県医師会の発達障害児検討支援委員会と県の障害福祉課が共同で作成している。発達障害の診断ができる専門医療機関8ヶ所と実際に発達障害者が日常的にかかわる協力医療機関が活用することを想定している。
- ・パスポートの作成と並行し、県立病院を中心にして、発達障害の診断ができる医療機関を圏域ごとに設定するとともに、普段から発達障害者の特性を理解したうえで受診できる医療機関を増やすために、児童精神科医が中心となって研修を行い、その修了者を協力医療機関として指定しHPで公開している。

3. 発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

(1) 障害者相談支援事業所の状況

①相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
指定事業所	30ヶ所	ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
行政直営	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

②発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

- ・岩手県はかつて障害児療育等支援事業におけるコーディネーター事業が充実していた地域であり、その後も多くが指定相談事業所として活動している。しかし、事業所によって相談が多く寄せられる年齢等に差が生じており、地域によって特に幼児期から学齢期への相談が受けにくい状況も生じている。
- ・指定相談事業所は増えているが、委託事業所は減っている。
- ・発達障害の相談は、知的障害の相談窓口で対応するケースが多い。精神障害の窓口もかかわっていると思うが、病院がかかわっているので、あまりセンターでは把握していない。コーディネーター事業の頃から知的はアウトリーチ型、精神は病院必置ということで「中で待つ」という雰囲気があるのではないか。
- ・なお、圏域ごとに就労・生活支援センターが設置されており、圏域ごとの相談支援専門員と協働で就労支援等を行っているが、その役割分担については、模索段階である。

(2) 自立支援協議会の状況

①発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

- ・県内には13の地域自立支援協議会があり、圏域設置が9、市町村単独設置が4である。
- ・13のうち、発達、障害児、療育、児童等に関する専門部会の設置が10である。
- ・発達障害に特化した専門部会は設置されていないが、上記10部会の多くで発達障害に関する話題が多くあがり、研修会の開催、引き継ぎ資料の作成などを行っている。
- ・ただし、県内の人口の3分の1が集中する盛岡圏域では成人に関する専門部会が4部会のみであり、18歳未満の支援に関する議論の場が設定されていない現状である。

②発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・県として療育のネットワークの構築が重要と考えており、今後療育部会を設置予定である。

4. 発達障害者支援における関係機関の連携の概要

(1) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

①連携の必要性

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 連携の必要性を感じる | 2. どちらともいえない | 3. 連携の必要性を感じない |
|---------------|--------------|----------------|

②連携に関する現状評価

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. うまくいっている | 2. どちらともいえない | 3. うまくいっていない |
|-------------|--------------|--------------|

③発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

- ・平成21年度（12月31日現在）のセンターの実支援人数288人中48人（17%）で、相談支援専門員にも関わってもらっている。
- ・48件中、先に発達障がい者支援センターが関わったケースが20件、相談支援事業所が先に関わっていたケースは28件である。
- ・先に発達障がい者支援センターが関わったケースのうち、遠方の相談である場合で、相談の頻度が頻繁であり、地元での相談場所が必要と思われたケースでは、センターと相談支援事業所の並行利用を勧めている。日中活動場所の紹介を求めるケースについては、直接支援を相談支援事業所に依頼するケースが多い。地元につないだ後も、センターがスーパーバイザーとして定期的な支援会議へ参加を求められる場合もあり、経過を追いながら地域の関係機関への助言等も行う場合がある。
- ・相談ケースでは、対象者だけでなく家族としての課題も抱えている場合が多く、定期的・継続的な関わりや本人に会うための家庭訪問が必要と思われるケースも多いが、発達障がい者支援センターでは相談までの待ち期間が長く、会えても月1回程度しか訪問できないなど、十分に対応しきれない現状が慢性化していることが課題である。
- ・先に相談支援事業所が関わったケースでは、発達障害に関する見立て、対象者への自己理解や、関係者への障害説明を求められることが多い。
- ・相談支援事業所からの紹介でセンターが見立てを行うケースのうち、相談支援事業所が同席しての相談の場合は、その後も相談支援事業所が主にに関わり、発達障がい者支援センターが間接

的な支援を行うことが多い。しかし、多くのケースでは、相談支援事業所の同席がない。このため、発達障がい者支援センターが見立てをした後、相談支援事業所に返しても、保護者からの相談は引き続き最初に関係ができたセンターに持ち込まれる場合が多く、相談支援事業所との情報交換の密度を上げ、両方でみていく体制作りが求められている。

- ・相談支援事業所の同席が難しい理由としては、日程調整が難しいといったこともあるが、相談者が同席を望まないことも大きい。医療色の強い支援センターに、相談支援事業所が一緒に行こうとすると、それについては相談支援事業所に相談しているわけではないという抵抗感をもたれる場合があり、本人が相談内容に応じて窓口を自己選択している印象である。
- ・盛岡圏域は、県内の他の圏域と異なり人口も社会資源も多いので、子どもと大人の支援体制が切れ、療育・教育のネットワークと福祉のネットワークがうまくつながらないという固有の課題を持っている。小さい圏域だと、福祉も教育も一緒に相談対応しているので、連携がしやすい印象である。
- ・相談支援事業所が発達障害を見分けられないと、どう相談してよいか分からないので、入り口で発達についてみられるスキルをどう身につけるかが課題である。また、相談支援事業所以外に発達がみられる場所を早急に整備しなければ、何もかもが県に1ヶ所しかない支援センターに持ち込まれパンクする恐れがある。圏域単位等、より地域に近いところで、圏域で対応すべきケース、支援センターに支援を求めるケースを振り分ける機能を持たせる必要がある。
- ・また、相談支援専門員は、福祉系が多く、子どもの発達という視点からかわられる人が多くないので、発達心理学の基礎等を理解した人材を育成することが重要である。相談支援専門員が、入り口で受け止めた後は、必要に応じて保育士や療育、教育につなげばよいが、入り口で必要になる基礎知識については相談支援専門員全般が習得する必要がある。この視点があれば、これまで拾いきれなかった要支援ケースを拾えるようになるのではないか。また、健診や教育相談にかかわる相談支援専門員には、より踏み込んだスキルを習得させる必要がある。

(2) その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から授業参観後の先生への助言、校内研修の依頼等があった場合に対応している。 ・また、障害の見立て、支援会議への同席、医療機関受診前後のフォロー、相談を受けているケースへのスーパーバイズも依頼されている。 ・学校によって頻度等は大きく異なるが、地域によっては役割分担をしながら同じケースに関わることで、前進しているケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頻繁に関わりのある地域と、あまり関わりのない地域があり、県内全域での連携が必要である。 ・地域自立支援協議会を通じ、顔を合わせる機会は増加しているため、その前後の時間を活用した支援会議等の機会を増やしていきたい。
障害者職業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者支援センターからは職業評価及びワークトレーニングを依頼している。 ・障害者職業センターからは障害の見立て、家族支援、医療機関受診前後のフォローを依頼されている。 ・発達障がい者支援センターからは月に1、2ケース紹介し、障害者職業センターからは年10件ほどの依頼がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業評価後の支援のすみわけが不明確であり、具体的な連携には至っていないため、今後検討が必要である。
地域若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・センターからは対象者が就職活動をしている間の一時的な活動場所、福祉施設の利用が困難な場合の活動場所として依頼している。 ・ステーションからは利用している方 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を主とした機関ではないため、その利用の仕方、利用する方の選別の困難さがある。本人がサポートステーションを利用したい意向を持っているが利用条件に合致しない

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
	の見立て、必要な場合の医療へのつなぎを依頼されている。	場合、保護者がすぐに就職を希望しているが時期尚早と判断される場合等に、利用にいたるまでの調整が必要となっている。 ・随時連絡を取り合いながら、情報交換の機会を増やしている。

5. 発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期からの定型発達の理解 ・ 発達障害の障害特性と行動特性の理解 ・ 知的障害、精神障害への理解（発達障害との相違点、共通点）
発達障害の確定診断前の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断できる医療機関の情報 ・ 障害という認識がない相談者が、障害かもしれない、診断を受けることにメリットがあるかもしれないと気付くための面接手法 ・ 具体的な支援方法（構造化等）
発達障害の診断・診断後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族自身が理解の苦手さ等の特徴がある方も多く、医師からの説明を誤解する場合もあるので、整理して伝える手法 ・ 具体的な支援方法（構造化等）
発達障害のアセスメントやモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感覚過敏、感覚統合等に関する知識 ・ 行動観察のための項目の理解（PARS等も含む）
発達障害者に提供する具体的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造化、SST、ソーシャルストーリー等の手法の理解
関係機関の情報共有、引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門用語を用いずに、必要なことを説明すること
支援を必要とする人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門用語を用いずに、必要なことを説明すること

6. 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所、その他関係機関が連携してうまく対応できた事例

年齢	20歳
家族構成	父、母、本人
生育歴	<p>長女として出生。 始語が遅く、3歳前に幼児教室を利用する。 一般の保育園に入園するが、多動が顕著に見られ、障害児保育のある保育園へ転園する。 小学校は通常学級へ就学するが、他児とトラブルが多く、1年生、5年生のときに県教育センターへ相談。 中学校は通常学級に就学するが、いじめが多くあり、2年生から支援学級へ在籍する。 支援学校高等部に進学し、卒業後は地域の通所施設を利用する。</p>
告知・障害受容・病識の状況	<p>中学3年時に診断を受け、両親には告知済み。しかし、初回相談時まで否定的。特に母親は一般就職できると思っている。 対象者は何か変だとは思いつつ、未告知。</p>
関わりのある機関	医療機関（児童精神科）、相談支援事業所、発達障がい者支援センター、就労継続B型事業所
サービス等の利用状況	就労継続B型事業所
相談にいたった経過	保護者から相談支援事業所に相談があり、精神疾患か発達障害かのみたてのために紹介を受けた。
相談内容	当時利用していた通所施設で作業中に大きな声を上げたり、暴れたりすることが頻繁にあり、施設から精神疾患を疑われ、通院するように保護者に話が

	あったが、どうすればよいのか分からない。
主訴	施設で落ち着いて作業ができるようになってほしい。
見立て・目標設定	対象者との面談の中で、どのような状況のときにどのような行動をしているのかを確認すると、問題といわれていた全ての行動に自閉症特有の苦手さからくる理由が存在し、自分の状態も把握できていることから、自閉症による困り感であると見立てる。 施設のタイプが対象者には合っていないこと、家族が障害を認めておらず、本人に過度なプレッシャーをかけていることもポイントと思われた。 行動の振り返りを通じて、感情のコントロールができるようになることも対象者に合った環境を探していくことを目標とした。
対応方法	最初に両親に対して自閉症の説明を改めて行い、傷害について納得してもらう。 次に対象者に対して、施設での様子を整理し、苦手な人に対してどのような行動をすることが望ましいのか、自分の行動が周囲にどのように評価されているのかを確認し、いらいらした気持ちを落ち着かせる方法を教える。 施設に対しては障害説明を行い、苦手な人との活動の分化を依頼する。 対象者自身はかなり自分の行動を抑えられるようになったが、「行動を抑えることが自分にとってはとても苦しいので施設を変えたい」と話されたため、相談支援専門員に依頼し、見学、施設変更を行った。 両親からも障害受容ができ、時間がかかってもいいので、ゆっくり勧めてほしいという感想が出てきている。
この事例に対応するために求められたスキル・専門性	障害に対して拒否的な保護者が納得しやすいように、具体的な行動を例に挙げて障害説明。 感情コントロールのための手法

7. 発達障害者支援を担う人材育成の取組み

- ・発達障がい者支援センターでの相談対応だけでなく、センタースタッフが地域に出向き、相談支援専門員も同席の上で相談対応し、その後に相談の流れの振り返りを行う。
- ・支援会議でのスーパーバイズでは、どのような情報が必要か、何を根拠としているのかという点を意識して質問している。
- ・発達の見立てについては、センターでどこまで対応できるか、職員体制上、課題がある。センター以外の人材確保の方策として、療育センター内には、支援センター以外に相談支援部があるが、そのメンバーが幼児期の発達障害以外の発達支援を行っている。また、22年度からは発達の見立てができる人材を育成するための研修会を圏域単位で開催予定である。ただし、この取組みは、幼児期支援なので、そこから学齢期、成人期まで拡大していくことも課題である。
- ・これまで実施してきた圏域研修では、3年計画で、①発達障害について、②ライフステージにおける発達の視点について、③発達障害のみたて（アセスメント）についてと順を追ってスキルを習得できるように配慮してきた。今後は、もう少し小規模での研修も検討しなければいけないと認識している。

8. その他自由意見

- ・岩手県は四国4県分の広さに1ヶ所の支援センターしかない。相談技術の高い専門性を確保し、活動に十分な人数を確保するためには、国基準の配置では難しい印象がある。センターの連絡協議会等でランチ設置の検討もしているが、予算的な制約等もあり、広大な県における支援センターのあり方を国にも検討してほしい。
- ・支援センターは指定管理者制度で運営しているが、2年後更新時に、現在の活動内容をどう総括しながら今後の方向性を検討するかが課題である。
- ・支援センター等に相談に来る場合、発達障害の相談というよりは何かにつまづいてくるケースが多い。その後のかかわりの中で、発達障害であることが明らかになった場合、本人に障害受容してもらったり、障害について理解したり、社会に適応する練習をする場所がないことが課題である。そういう場所がないと先には進めない。次のステップに進むための介護でも訓練でもな

い新しい類型が必要ではないか。(帯広市の高等職業訓練校での発達障害コースのようなイメージ) 福祉施設での作業は発達障害の人にとっては軽作業で就労とのギャップが大きく、模擬店舗、模擬企業での体験のリアリティが不足している部分がある。リアルな社会参加のために、トレーニングができ、安心して次のステップに進めるような場所が必要なのではないか。

- ・学齢期について、学童・児童館は預かり型、デイサービスは知的障害がメインで、発達障害の子どもが通える場所が少ないので、療育的な支援が受けられる居場所が必要である。

III. 山梨県結果

1. 発達障害者支援センターの概要

(1) センターの基本情報

センター名	山梨県障害者相談所 発達障害者支援センター					
所在地	山梨県甲府市					
事業開始年月	西暦（ 2005 ）年（ 4 ）月					
運営主体	県					
センターを附置する施設	附置なし→緊急一時保護等の対応ができないという課題あり。					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	3人	1人	2人	0人	0人
	非常勤	2人	1人	1人	0人	0人
平成21年度事業予算	合計（ 7,911 ）千円					

(2) 平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外	
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	67	0	
	延支援件数	147	0	
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	258	0	
	延支援件数	1,384	0	
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	31	0	
	延支援件数	186	0	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	7	0
		延参加人数	351	0
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	0	0
		延参加人数	0	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	40	0
		延参加人数	1,868	0
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	2	
		延参加団体数	60	
	(2)調整会議	実施回数	19	0
		延参加団体数	29	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	63	0
		会議回数	20	0
6. 個別支援のための調整会議		会議回数	20	0

(3) センター事業の経過と現状

- ・相談支援の件数は年々増えている。相談に来る人の年齢層は幼児期、児童期、学齢期が 5,6 割だが、最近になって青年期、成人期の割合が 3,4 割に増えてきている。この背景として、年齢の移行とともに、大人でインターネットを見て、自分から相談に来る人等が増えている印象。センターでは就労支援を大きくやっていないので、「もしかしたら発達障害かな」「人との関係がうまくもてない」という相談者が多い。
- ・関係機関連携については、55機関からなる連絡協議会を年間2回開催している。また、支援調整会議や関係者コンサルテーションも、依頼機関数、開催数ともに増加している。
- ・センター主催の研修会については、3年間の継続研修を終了し、一定程度の専門知識をもった専門職を育成することができた。今後は、地域に中核となる専門家を育成することと、さらに一般的な知識を普及する研修会と二層構造が必要だと考えている。
- ・外部からの講師依頼については、例年30～40件の依頼を受けている。教育関係者からの依頼が6割程度であるが、市町村や相談支援事業所からの依頼もあり、今後力を入れていきたい。

2. 発達障害者支援センターが所管する地域の概要

(1) 地域の概況

市町村数	28
圏域設定の有無	あり→(4)圏域
人口	(868,796)人 ・ (328,461)世帯
面積	(4,465)km ²
地域特性	県庁所在地の甲府市内は、各圏域から1時間程度の移動距離であり、集合しやすい。障害保健福祉については、この特性も活かしながら、市町村、保健福祉事務所、県の3層構造で施策展開している。

(2) 地域の障害者数

手帳所持者	身体	39,490人
	知的	5,107人
	精神	4,589人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

(3) 発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状（発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等）

○経緯

- ・山梨県では平成17年度から3年間「発達障害者支援体制整備事業」に取り組み、発達障害の県内の拠点機関として平成18年4月に発達障害者支援センターを設立した。センターでは、県内の発達障害児（者）とその家族への相談、発達・就労支援、普及啓発、支援関係者の研修を行っているが、個別相談が年々増加の一途をたどっている。
- ・平成19年度に実施した、県内全市町村への実態把握調査の結果で「専門職の確保が困難」であること、「社会資源が不足」していることが明らかになったので、平成20年度から「発達障害者支援開発事業」に取り組み、発達障害者支援において各圏域の中核となる発達障害者支援コンサルタント養成派遣事業や、発達障害者の社会参加をサポートするサポーター養成・派遣事業を実施している。
- ・地域生活支援事業の地域療育等支援コーディネーター、圏域マネージャーや病院のOT、臨床心理士等でチームを組んで、圏域を動くような体制をとっている。次は、市町村がより小さな単位で研修を組んだり、事例検討をする、そこにバックアップでセンターやコンサルタントが入る仕組みを来年度から整備予定。

○課題・問題点

- ・市町村における発達障害児（者）の個別支援体制づくりは、個々の担当者の力量に左右されて

いるため、恒常的な連携がとれる支援体制づくりが必要である。

- ・発達障害児（者）の療育などが行える専門機関は少なく、現状の福祉施設等の担当者の資質の向上等が求められる。
- ・発達障害者支援センターを中心とした、個々の発達障害児（者）への支援のみでは不十分であり、より身近な市町村におけるライフステージに応じた包括的な支援が求められている。このため、市町村を単位とした、民間や行政の保健・医療・福祉・教育・就労等の支援関係者の資質向上と、円滑に連携できる支援システムの構築が必要である。特に、思春期・青年期における発達障害児（者）への支援は専門性が高く、支援者の資質向上、具体的サービスの開発が求められるため、発達障害者支援センターを中心とした専門性の確保、市町村等へのサポート体制の充実が必要である。

3. 発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

(1) 障害者相談支援事業所の状況

①相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	14ヶ所	4ヶ所	7ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
指定事業所	28ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
行政直営	8ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

②発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

- ・障害者の相談支援事業所では、個別相談の中で発達障害者支援はしていると思うが、あえてそれを前面に打ち出しているわけではないため、発達障害者支援センターとほとんどつながりはない。相談支援の担当ケースの2,3割は発達障害関連の課題があるのではないかという印象。
- ・山梨県はコンパクトな規模なので、県内相談支援事業所間のネットワークがあり、得意分野で連携し合っているため、発達障害者の存在自体はある程度把握できている。
- ・県下で発達障害に対する理解が進んできたので、これから具体的な支援をどうしていくか、個別ケースの積み上げの中から体制として整える段階に来ている。このため、来年度から県として発達障害者支援体制整備作りに動く予定である。

(2) 自立支援協議会の状況

①発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

- ・平成20年度にはすべての市町村に地域自立支援協議会が設置されたが（単独市町村設置4、広域設置6）、地域により活動内容にばらつきがある。地域自立支援協議会には発達障害者支援センターも出席しているが、まだ具体的な連携の段階にはいたっていない。
- ・年に1～2回は県自立支援協議会と地域自立支援協議会が合同会議を開催し、連携を図っている。

②発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・都道府県自立支援協議会は、相談支援体制構築に向け主導的な役割を担う場として、平成20年2月に設置された。
- ・広域部会は、相談支援、人材育成、権利擁護の3つ、専門部会は、児童、地域生活、就労部会の3つで構成されている。
- ・運営部会は、地域自立支援協議会、広域部会と専門部会のつなぎの役割を担っている。

4. 発達障害者支援における関係機関の連携の概要

(1) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

①連携の必要性

1. 連携の必要性を感じる	2. どちらともいえない	3. 連携の必要性を感じない
---------------	--------------	----------------

②連携に関する現状評価

1. うまくいっている	2. どちらともいえない	3. うまくいっていない
-------------	--------------	--------------

③発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

<ul style="list-style-type: none"> ・児童期の一時預かり事業や青年期の居場所づくり、成人期の自立支援サービスの利用を中心とした連携事例がある。 ・サービスの利用のためには、診断を受けて、手帳取得などの手続きが必要であり、成人期で初めて障害に気づいた事例などの場合は、そこまで自己理解が進み、サービスを利用しようとするまでの支援も時間がかかる。
--

(2) その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
就業・生活支援センター	精神保健福祉手帳を取得して、就労に向けて準備する段階や就労した後の休日の過ごし方など生活についての相談を依頼している。	就業・生活支援センターは、県内に3カ所であり、対応可能なケースにも限界がある。
ハローワーク	障害者枠での就職を希望した場合には、担当者に紹介している。	
障害者職業センター	職業能力評価や職業準備支援を利用する場合に紹介している。	
保育所・幼稚園 小・中・高校・大学	所属している学校等から紹介される。発達像のアセスメントと支援方針などを確認し合いながら支援している。	
県教育委員会・特別支援学校	特別支援教育の実施においては、情報交換しながら、支援している。	
市町村・保健師	親に養育力やメンタルヘルスの問題などがある場合には、市町村の保健師の訪問などを依頼している。	
精神科病院・クリニック	確定診断や薬物治療が必要な場合に紹介している。	発達障害の確定診断が可能な医療機関が不足している。

5. 発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	本人の不適応状況に早めに気付き、本人が困っていることの要因を多面的に考えることができる。
発達障害の確定診断前の支援	本人や保護者と十分にコミュニケーションを図り、不適応状況の解消に努力することができる。
発達障害の診断・診断後の支援	十分な知識を持ち、障害を理解して的確な支援ができる。 偏見や思い込みを持たずに、本人や家族の意見に耳を傾けることができる。
発達障害のアセスメントやモニタリング	支援課題を明らかにしながら、達成可能な支援計画を立てることができる。
発達障害者に提供する具体的な支援	本人や家族に必要な支援について、自分の専門性を生かしながら責任をもって対応する。
関係機関の情報共有、引継ぎ	他に必要な支援がある場合には、紹介先の機関での支援内容を明確にして適切な関係機関や人に確実に紹介する。
支援を必要とする人への情報提供	パンフレットの配布・HP
その他	児童期と成人期では全く対応が異なる。(ほめ方、キーパーソンが保護者か本人か等) 担当者には忍耐強い対応が求められるため、担当者のバーンアウトを防止する方策も重要である。

【参考：発達障害への支援について覚書】

(甲州市福祉保健部福祉介護課福祉あんしん相談センター 服部副主査作成資料)

1 発達障害者という枠組みをつくらない。

(1) 本人の障害のとりえは時と場合により容易に変化する。

- 指導、支援より「承認」を中心にすすめる。
- 苦手の意識より、できるを意識する。ただし得意を意識しない。
- 「認める」が「ほめない」

(2) 生活の困難さを中心にすえ支援する。

- 支援の第1選択肢は不安となる要素をとりのぞくこと。
- 不安は恐れを呼び、パニック・暴言・暴力につながる。
- 精神科受診、診断は第1選択肢ではない。

2 枠組みにこだわらない柔軟な姿勢で支援をする。

(1) 枠組みが強固であれば、こだわり、固執が強くなる。

- 網羅的なケアプランは原則として作らない方がよい。(情報過多)
- 1つの支援で、1つのテーマになる。(単純明快さを意識する)
- 支援がすすみ、評価がすすむほど、支援は単純になる。
- 複雑になる支援は失敗である。

(2) はっきりさせる支援と、あいまいのままが良い支援を明確にする。

- 支援は時間を「はっきり」区切る(1支援、45分程度が最長)。
- できること、できないことを支援者側は意識する。
- できないと伝える時は、代替手段を3つ提案する。
- 支援者の責任が持てる範囲のみをはっきりさせる。
- 目に見えないことや責任外のこと、はっきりさせない。
- 環境は一気に変えた方がよい場合がある。(少しずつは不安になる)

3 相談支援は通訳(コミュニケーション支援)である。

(1) 複雑なことは分解して説明する。

- 相手に伝わる言葉をお互いに探す。
- 比喩は使わず、具体的な例を示して説明する。
- 言葉に頼りすぎない。
- 同じことは何度も同じような姿勢で説明する。(ブレない)
- 依頼に基づく支援は見通しがつくよう、まめに連絡する。

(2) 説明者の立場に徹する(本人、社会どちらの味方もしない)

- パニック、騒ぐ時ほど動じず、落ち着いてゆっくり対応する。
- 言葉で動かそうとしない。
- 本人と支援者ではなく、本人と社会の間に支援者が入るイメージを持つ。
- 説明する時は中立・公正に原理・原則を話す。支援者のコメントはいらない。
- 肯定的な説明をする。否定的な説明は、肯定的に言い換える。

4 1人で支援せず、ネットワークで支援しない。

(1) 1人では支援しない。

- 支援者が「見本」になる場合がある。否定や批判的な態度ほど。
- 1人の支援は執着やこだわりを生む。
- 支援者の役割を明確にし、限界を明らかにする。
- 常に他が利用できないか、他を紹介できないか意識して支援する。

(2) ネットワークは必要だが、いざという時しか使わない。

- 各機関は同調せずに、個別の判断をする。(役割があいまいになる)
- どこの機関を利用しているか本人から情報を得る。
- 本人が相手に合わせすぎている可能性を意識する。矛盾がある可能性がある。
- 本人の依頼、同意がなければ連絡をとらない。

5 常に家族の存在を意識する。

(1) 家族関係の中に問題の出発点がある。

- 家族とのコミュニケーションは、パターン化していることが多い。
- パターン化したコミュニケーション以外の方法を探す。
- 本人の理解7割、家族の理解3割を目標にする。
- 支援がうまくいかない場合、見えない家族の影響を想定する必要がある。

(2) 外でうまくいくと、家族が大変になる場合がある。

- 守られていると本人が感じている場所で、問題行動は起こりやすい。
- 家族が耐えている場合がある。
- 支援が進んでいる時や、状況が好転している時ほど注意が必要である。

6 個別・少人数での支援からはじめる。

(1) 3人以上5人未満のグループが理想である。

- 2人だと関係が膠着し、10名近いと予測が困難になる。
- 10名～20名の集団が最も緊張が高くなる。
- 同じ感じの人ばかりを集めない。

(2) 人間関係より要素で支援する。

- 福祉サービスは機能ではなく、具体的にすることや取り組むモノを考慮する。
- 人間関係が課題であっても人間関係を主題にしない。
- 本人の言葉より、目に見える実績（時間や回数）で判断する。

7 連絡調整はできるだけ本人がする。

(1) 責任は本人が持てるようにする。

- 最後の決断は本人しかできないことを繰り返し伝える。
- 責任はもたせるが、追及はしない。失敗も認める。
- 決断は本人の理解が7割近くになってからにする。

(2) 本人が伝えたい情報を尊重する。

- 本人が伝えた情報のみで支援し、うまくいかないこと自体も支援である。
- 本人が伝える情報に何が足りないかを考えておき、聞けるところは聞く。
- どうして聞く必要があるか、説明ができるように聞く。

6. 発達障害者支援を担う人材育成の取組み

○概要

- ・山梨県では、福祉圏域ごとに核となる専門職、発達障害を中心になって担える人を配置できるように国のモデル事業を使ったり、センターの専門研修を開催したりしている。
- ・発達障害者支援について、現状では、個別に「地域で困っている人」として対応しているが、発達障害としての対応にはなっていない。今後、人材育成の取組みを通じて知識がつけば、発達障害としての対応が必要と分かるようになると期待され、今は分かりかけている段階と評価している。
- ・発達障害については市町村の福祉担当者が一次窓口になるが、まだ「市町村が発達障害に対応する」という意識付けが十分でない。発達障害については手帳制度がないため人数も把握できていない一方、手帳さえ取得できれば支給決定できるので、あえて発達障害という枠組みで捉えようという意識が働きにくい。この意味では、まずは行政に発達障害者支援の必要性を理解してもらう必要がある。

○発達障害者支援コンサルタント養成派遣事業

- ・コンサルタント養成研修の具体的な内容は以下のとおり。
 - ①発達支援研修：最新のトピックス、知識の研修。20年度に養成したフォローアップ研修3回。うち2回は公開研修として、相談支援にかかわる人（市町村保健師、福祉職、心理、学校関係、児童デイサービス事業所）にも入ってもらった。まだ児童デイは日中一時、預かりが主になっているので、それを充実させる
 - ②モニタリング研修：コンサルタントのみ。実際活動していることの事例検討、コンサルテーションに対する新たな知識、確認する知識等。3回
- ・コンサルタントは32人で、地域療育コーディネーター、圏域コーディネーター、特別支援教育

コーディネーター、児童精神科医、臨床心理士、OT、相談支援事業所の相談員等である。

- ・実働は 25 人程度、主に動いているのは 15 人程度である。
- ・コンサルタントは、3 年間の専門研修修了者とそれと同等のスキルを持っていると県が判断した者。
- ・コンサルタントは基本スキルがさまざまなので、希望があった関係機関へチームで派遣される。現在は、主に、保育所・幼稚園に派遣されているが、今年度は研修の要素も強い。圏域でのチーム体制が強化されるよう、養成研修時も圏域ごとのグループワーク等を意図的に取り入れ、圏域内の多職種が知り合い、役割分担と協働が容易になるよう配慮している。
- ・圏域のチームの中核になるのは、相談支援の圏域マネージャーで、彼らに常にグループワークの司会を担当してもらうことで情報がつながり、地域の自立支援協議会から県の自立支援協議会への流れもつくように工夫している。
- ・特別支援教育コーディネーターや福祉職、行政職は移動があるが、相談支援事業所と圏域マネージャーは異動がないので、圏域のチームには、地域療育コーディネーターと圏域マネージャーが必ず入り、活動の継続性を担保している。
- ・事業予算は平成 21 年度で 230 万程度。

○社会参加サポーター養成・派遣事業

- ・ひきこもり状態にある発達障害者に対し、同世代との継続的な対人関係により社会参加の準備を支援するため「発達障害者サポーター」を養成し、発達障害者の家庭等に派遣する。
- ・近隣大学に案内を出し、福祉援助職につく学生等が参加している。養成登録しているのが 20 数人。活動してくれているのが 11 人。
- ・大学生のメンタルフレンドのイメージで、年齢の近い人に友達になってもらうというコンセプトで、思春期ケースの外出、趣味の活動、ちょっとした相談、学習支援等を行っている。活動報告記録をセンターに提出し、困ったこと等あれば、センターから支援する。
- ・サポーターは無償で、交通費実費のみ支給している。
- ・1 年契約の対一関係で実施しており、マッチングはセンターが面接で行っている。
- ・現在は、発達障害者支援コンサルタント養成派遣事業との連携はない。しかし、事業開始から 2 年経過する中で、二次障害もある困難事例が出てきており、学生対応が難しいため、来年度からは、専門職、コンサルタントに報償費を出して、スーパーバイズに入る予算を確保したいと考えている。

○発達障害者支援センター主催の研修

- ・国のモデル事業以外に以下の研修を実施している。
 - ①基礎研修：市町村保健師、窓口担当者等向け。発達障害の基礎知識を習得。
 - ②専門研修（年 5 回）：3 年間の継続研修で同じ人に 3 年間継続実施。発達障害について、相談支援や直接支援でかかわっている人向け。（修了者 90 人）
 - ③就労研修：ハローワーク、就労・生活支援センター向け。

7. その他自由意見

○個別支援のスキルの重要性とコンサルテーション

- ・発達障害の個別支援の能力がないとコンサルテーションはできない。周りの人に役割を持ってもらうための条件として、個別支援能力が必要である。具体的には、いかに本人の困り感をピックアップしながら環境を整えるかのスキルである。
- ・福祉関係の人は抱え込みがちだが、抱え込まないでコーディネートしていくことが課題である。

○高校から成人期への円滑な移行

- ・山梨県では、子どもたちをベースにした支援は整いつつあるが、今後、障害者の支援についても整備する必要がある。
- ・成人期への円滑な移行ということでは、高校が空白期になりやすく課題が大きい。中学までは市町村の教育委員会があるが、高校はすっぽり抜けてしまい、18 歳を過ぎて改めて受け止めるのは大変である。
- ・高校の教員の関心も高く、仕組みができれば先生も困っているので助かるのではないかと。就労等も見据えると、本当に支援に困るのは中学卒業時ではなく高校卒業時なので、早く福祉とう

まくつながることが課題である。

- ・小中高の巨大な社会資本で子どもは必ず集まるので、この間にきちんと支援が必要な子をスクリーニングする意義は大きい。ただ、高校でそういう体制を作ろうとすると広域になるので、小中よりは煩雑である。中学からの進路指導をきめ細かくする、いきなり障害理解ではなく、自己理解する授業を積み上げる等の取組みができるとよいか。

IV. 滋賀県結果

1. 発達障害者支援センターの概要

(1) センターの基本情報

センター名	滋賀県発達障害者支援センターいぶき					
所在地	滋賀県米原市					
事業開始年月	西暦（2002）年（12）月					
運営主体	県から社会福祉法人へ委託					
センターを附置する施設	知的障害者入所更生施設 →当初窓口は入所更生施設内に設置していたが、利用者の利便性を考慮して、現在は、駅前スーパーの3Fに事務所を設置。					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	4人	1人	1人	人	人
	非常勤	1人	人	人	人	人
平成21年度事業予算	合計（32,980）千円					

(2) 平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外	
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	466	6	
	延支援件数	2,456	16	
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	36	0	
	延支援件数	158	0	
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	77	0	
	延支援件数	1,399	0	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	63	0
		延参加人数	288	0
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	13	0
		延参加人数	1,225	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	82	0
		延参加人数	3,825	0
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	21	
		延参加団体数	426	
	(2)調整会議	実施回数	38	0
		延参加団体数	1,283	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	56	0
		会議回数	167	0
6. 個別支援のための調整会議		会議回数	167	0

(3) センター事業の経過と現状

- 平成 19 年度に、利便性の向上を図るため J R 駅前のスーパー内に移転。スタッフも 4 名から 5 名に増員。(非常勤事務職 1 名増)
- 知的障害のある発達障害の人が多かったが、平成 17 年を境に知的障害のない高機能のタイプの人の割合が高くなってきている。また、相談支援および就労支援の延べ件数の増加が著しい。一方、発達支援については、地域療育等支援事業が県全体に展開されており、以前からきめ細かな支援が行われている(心理職・保育士の配置、県からの P T ・ O T ・ S T の派遣等)ほか、市町の発達支援室や発達支援センターも乳幼児期から小学校を対象に積極的に活動しているため、件数は横ばいである。
- 相談ルートとしては、直接家族から相談を受け、センターがアセスメント等、一定の整理をしたうえで、圏域にフィードバックしていく体制をとっている。本人了解を取った上で圏域にフィードバックし、関係機関の連携の場を構築していく際には、市町の障害福祉担当課に連絡し、関係機関が参加する支援会議を開催することを基本としている。この流れについては、今後は発達障害者支援キーパーソン養成事業(後述)の成果が期待されるので変わる可能性がある。
- 今後は、より身近な地域において発達障害者に対する相談支援および就労支援を実施できる体制の整備が必要と考えている。

2. 発達障害者支援センターが所管する地域の概要

(1) 地域の概況

市町村数	20 市町
圏域設定の有無	あり→ (7) 圏域
人口	(1,402,359) 人 ・ (530,743) 世帯 ※2009 年 11 月 1 日現在。
面積	(3,766.90) km ²
地域特性	県の中央に琵琶湖がある。

(2) 地域の障害者数

手帳所持者	身体	47,527 人
	知的	9,308 人
	精神	4,870 人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

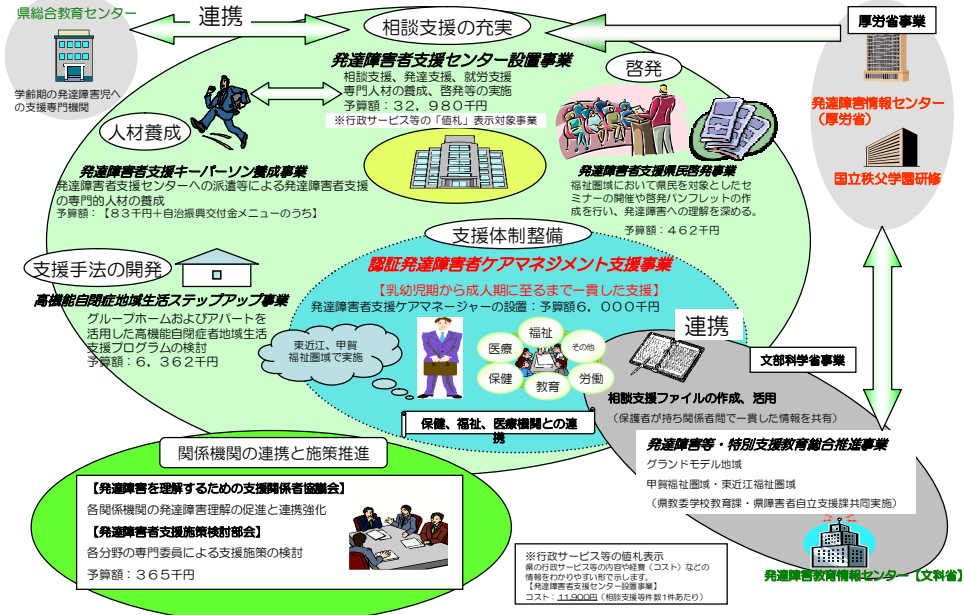
(3) 発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状(発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等)

- 発達障害者支援体制整備事業(認証発達障害者ケアマネジメント支援事業)
 - 平成 17 年度～
 - 東近江福祉圏域からスタートし、現在は甲賀福祉圏域にも拡大。
- 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業
 - 東近江福祉圏域+甲賀福祉圏域で「相談支援ファイル」を作成
 - 現在 7 圏域全体で取り組めるよう働きかけをしている。
- 療育等支援事業
 - 各福祉圏域障害者生活支援センター(1 箇所)へ委託

【参考：平成21年度の滋賀県における発達障害者支援事業の全体像】

滋賀県の発達障害者支援の取り組み

発達障害者支援法では、発達障害への理解の促進、生活全般にわたる支援の促進と関係部局の連携などがねらいとして示されており、これから取り組む大変重要な課題です。発達障害のある人が地域で安心した生活が送れるよう、必要な施策を進めます。



3. 発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

(1) 障害者相談支援事業所の状況

① 相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
指定事業所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
行政直営	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

② 発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

- 平成14年甲賀圏域の湖南市（旧甲西町）において文科省モデル事業で発達支援システムが事業化された後、その取り組みが滋賀県下に広がり、発達支援センター、発達支援室が設置され、市町の相談窓口として位置付けている（現在26市町中12市町で設置されている）。このため、乳幼児期～学齢期についてはほぼ対応できている。学齢後期から成人期の対応が難しいので、センターが各機関のコンサルテーションなど間接支援や、相談支援事業者、就労・生活支援センターのスタッフを対象に福祉圏域の発達障害者支援キーパーソンの養成を実施している。
- 湖南市（旧甲西町）の社会福祉課に教育委員会担当が入り、コーディネートする部署を設置した。この取り組みが県内市町に広がっている（12市町で設置済み、来年・再来年に設置予定の市町もあり、ほぼ全市町で展開予定）。具体的には、障害部局に教育委員会から教員が入るパターンと、児童デイサービス（療育教室として市域に設置）が発展的に学齢期の相談支援にあたるパターンがある。
- 発達障害に関する相談は現在、相談支援事業でいえば、知的・精神・就労（働き暮らし安心センター）分野が担っており、青年期、成人期を中心に発達障害の相談は確実に増えている。しかし、相談支援専門員は、これまでの3障害と異なる発達障害への対応に戸惑っている。こうしたケースは、自立支援協議会の部会で報告され、県発達障害者支援センターや各市町の発達支援センター・室の心理職等と連携し課題解決をしていることが多い。現時点では市町の発達支援センター・室は、雇用・就労支援領域への対応が十分とはいえず、相談支援事業所も成人期の発達障害者に十分対応できているとはいえないので、青年期以降の人への相談支援が課題である。
- 最近、市町から県発達障害者支援センターに、コンサルテーション以外のケース会議への参加

の要請がある。こうした困難ケースは、長年の一貫性のない対応のために、行動障害が形成されるという結果を招いている場合が多い。本人のアセスメントをしないままに相談支援が行われることでかえって混乱が起き、従来の障害の理解のままに 대응することがトラブルにつながっている印象。

(2) 自立支援協議会の状況

① 発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

○概況

- ・滋賀県内の地域自立支援協議会の設置は、基本的に7福祉圏域ベースで進められてきたが、平成16年の市町村合併と特定地域の取り組みにより、広域協議会と市単独協議会設置に分けられる。(現在、広域設置5圏域、市単独設置6市(大津市等、2市は広域重複設置))
- ・広域設置地域自立支援協議会で、発達障害に関する部会・プロジェクトを設置して取り組んでいる地域は2圏域、市単独設置地域自立支援協議会は5市である。4圏域(市単独域含む)で部会設定しながら取り組みをしている。
- ・部会・プロジェクトの具体的な構成メンバーは、教育、福祉、雇用、乳幼児期の療育の連携を強めていく設定になっており、教育と福祉は連携が進みつつある。しかし、療育部門はスタッフ体制が脆弱なので、部会に参画することも難しい状況があり、疎遠になっている地域もある。

○市町の発達支援センター、発達支援室との連携

- ・市町の発達支援センター、発達支援室と地域自立支援協議会の連携状況は、地域により様々である。直接、個別支援会議、部会・プロジェクトに参画しているところもあれば、間接的な関わりのあるところもある。一次圏域と三次圏域をつなぐ役割として広域設置自立支援協議会の部会が位置づいている。
- ・市町の現状として、乳幼児期から学齢期への移行・連携はスムーズに実施されているが、学齢期から成人期(雇用課題等)への連携は今後の課題としている地域が多い。また、市町村教育委員会管轄から県教育委員会管轄への移行も課題として残されており、中学から高等学校への連携も地域自立支援協議会の課題となっている。

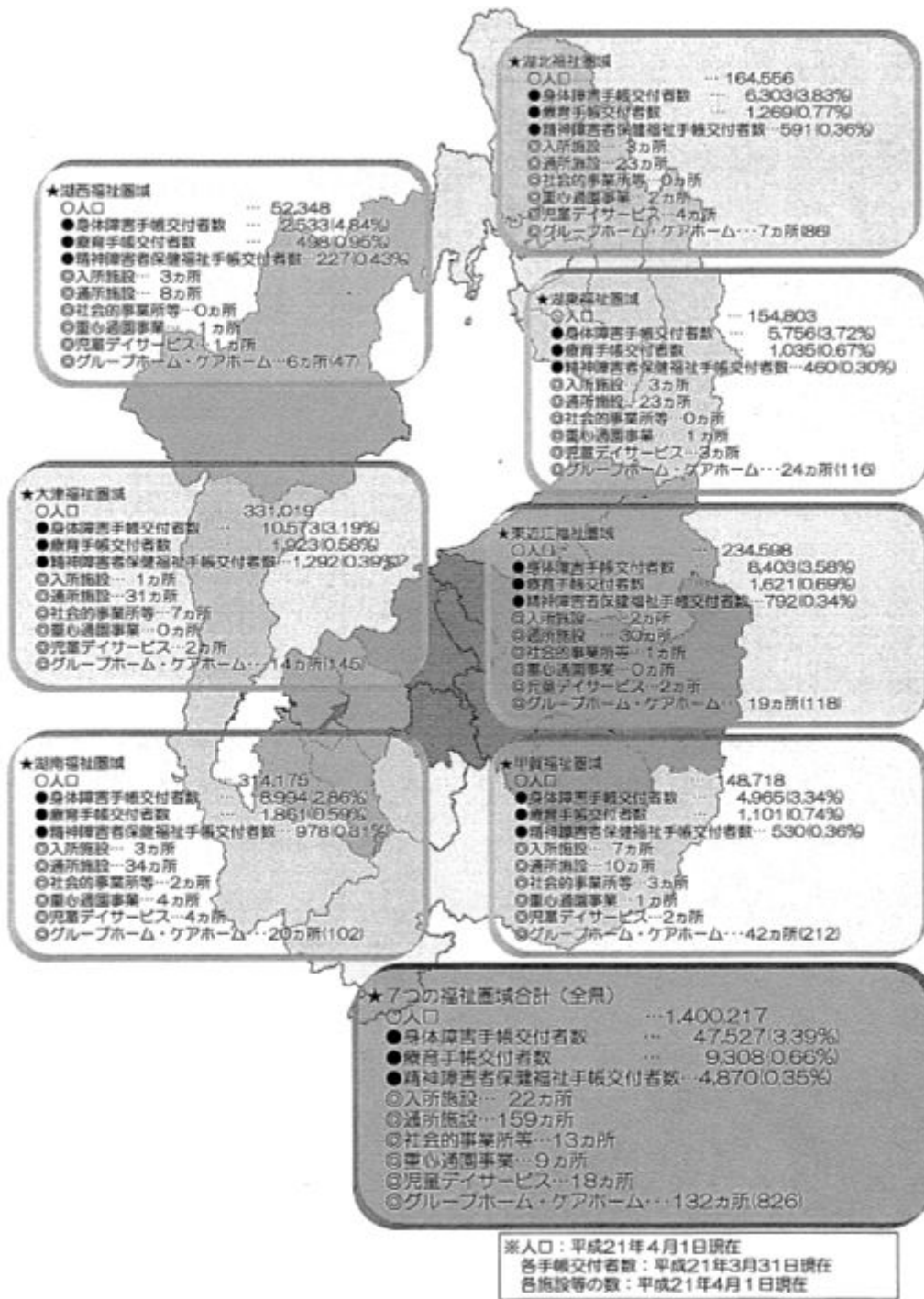
○特別支援学校等との連携と個別支援ファイル作成

- ・特別支援学校との連携は、サービス調整会議時代から十分取られていたが、地域の学校との連携は弱く、これが現在も課題として残っている。特に、中学までは地域の学校なので情報伝達しやすいが、高校になると広域に散らばってしまい、どうなったか分からない、中学から伝達してもフォローできない、大学、専門学校に行ってしまうと分からなくなるといった課題がある。
- ・これを解決するために、2圏域(甲賀・東近江)の取り組みではあるが、文科省のグランドモデル事業を受託し、自立支援協議会に個別支援ファイル作成のためのプロジェクトを立ち上げ、作成から利用の段階に入っている。ライフステージ一貫した支援ツールとして、個別支援ファイルが有効に機能することで支援の継続性につながり、上記課題も含めて解消されることが期待される。ただし、配布開始は今年度なので、成果が出るには5~10年かかるのではないかと。

○県発達障害者支援センターと自立支援協議会

- ・発達障害者支援センターは、自立支援協議会7圏域に担当者を配置していて、会議には出席するようにしている。部会が多いため調整しにくい、3人のスタッフが手分けして対応しており、特に、発達障害部会、特別支援教育部会には参加して地域の情報収集と発達障害の理解啓発活動に努めている。
- ・自立支援協議会の知的障害部会や精神障害部会に提起されている様々な問題は、ほとんどの場合、発達障害の視点を持って考える必要がある。しかし、スタッフが全ての部会には出席しにくく、発達障害という部会横断的な視点での対応は難しいのが現状である。

【参考：滋賀県の7つの福祉圏域の状況】



②発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・三次機能（全県一区）としての発達障害者支援センターが、滋賀県障害者自立支援協議会の最上部機関である委員会（5分野：身体、知的、精神、就労、発達障害・教育）に、主要メンバーとして、参画している。また、全体会議にも、児童相談所や更生相談所、高次脳機能障害支援センター、難病支援センターと同等の機関として参画している。
- ・現在は、前項で示した、一次機能（市町）と発達障害者支援センターの三次機能をつなぐ二次機能（福祉圏）の重要性が増幅している。このため、滋賀県では、圏域整備されている生活支援センターおよび就業・生活支援センタースタッフに対して、発達障害に特化した相談スキルを有する人材の養成事業（発達障害者支援キーパーソン養成事業）を実施している。
- ・県自立支援協議会は、相談支援事業者で構成する相談支援事業ネットワーク部会で相談職種のネットワーク強化を図っており、この中でも発達障害の課題は増えている。特に同部会の知的

障害分野では、平成 20 年度の研究事業として「在宅で暮らす知的障害を伴う自閉症を中心とした行動障害の人の受け止めについて」提言書をまとめた。この提言を受け、全県的に課題となっている事案（自宅で生活しているとき受け止めにくくなると次の手立てがないこと等）に対して、県障害者自立支援協議会として滋賀県へ施策提言を実施した。また就労分野の相談においても、発達障害への対応が増加傾向にあるので、企業向け研修会や啓発事業を実施している。

- ・そのほか、滋賀県が取り組んでいる「発達障害を理解するための支援関係者協議会」や、発達障害者支援施策検討部会のメンバーとして県自立支援協議会事務局が参画し、地域自立支援協議会や相談支援事業の課題を整理・発信している。
- ・全体として、県の自立支援協議会では発達障害に特化した対応というよりは、全県下の課題を把握し、現場から上がってきたものを課題として整理し対応を進めている。

4. 発達障害者支援における関係機関の連携の概要

(1) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

①連携の必要性

1. 連携の必要性を感じる	2. どちらともいえない	3. 連携の必要性を感じない
---------------	--------------	----------------

②連携に関する現状評価

1. うまくいっている	2. どちらともいえない	3. うまくいっていない
-------------	--------------	--------------

③発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

発達障害者支援キーパーソン養成事業において、各福祉圏域の相談支援事業所（就業・生活支援センターを含む）から長期にわたる研修受講者を受け入れることにより、人的なネットワークを構築することが期待される。

(2) その他関係機関との連携

関係機関の連携は、都道府県自立支援協議会、地域自立支援協議会の部会等を活用して、必要に応じて効果的に行われている。

発達障害者支援において特に重要な機関は、医療機関である。会議に直接参加してもらうかどうかは別にして、関係者は常に医療情報を念頭に置いて行動するようにしている。

5. 発達障害者支援に求められるスキル・専門性

- ・発達障害者支援の相談を受ける者の資質として一番必要なのは、チームワークで活動できるかどうかである。発達障害の場合、場面や状況によって影響を受けやすいので、一つの場面でのその人の行動からだけで、正確なアセスメントはできないという傾向が他の障害以上に強い。色々な角度、場所からの支援者の観察によって、初めてその人の全体像が見えてくる。一事業所の支援者が支援計画等を作成するのは、自ずと限界がある。支援会議や自立支援協議会で関係機関がチーム対応することは、発達障害の場合特に重要と考える。3 障害にもこの要素はあるが、発達障害ほど状況や環境で行動が変わる障害はない。関わる機関からの情報なしに理解しないで、よく分からないまま支援を始めることが、当事者が混乱する原因である。支援会議の中で、つねにその人の像を明確にする作業を続ける必要がある。
- ・以上のように考えると、個別支援がベースで、個別支援の積み上げが自然に重層的な形になっていくのではないかと考えている。それぞれの事業所の個別支援の中で困っていれば、支援会議に集まらざるを得なくなるはずだが、当事者が困っていることに気付かず対応できていると考えている場合もある。当事者から学ぶ機会がないと前進できないのではないか。
- ・発達障害支援の基本として、発達障害に色々なタイプがあることをきちんと理解することが必要である。その「知る」レベルから、対応「できる」レベルに進むためには、実際のケースでのやり取りの中で、個人の特性に応じた話し方、聞き方ができるように経験を積むことが重要である。

【参考：滋賀県における発達障害者支援ケアマネージャー養成のポイント】

領域	養成のポイント	ポイントの解説	該当する研修	
発達障害者、 家族への直接支援	考え方 ☆発達障害者および家族に対する姿勢 ☆支援の実施の視点	●本人・家族との信頼関係を築こうとする姿勢	支援を円滑に実施する前提として支援を受ける側との信頼関係が重要。支援者に対する不信任は支援ニーズの聞き取りに支障を来し、支援アドバイスも受け入れが難しくなることから信頼関係の維持構築の視点を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
		●将来的な視点をもった支援	発達障害の脳は器質的な障害であり、支援はライフステージに応じて必要。短期スパンでの支援の着眼点(短期目標)、次のライフステージにつながる支援(長期視点)の両方の視点を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
	知識 ☆発達障害に関する知識(概論)	●発達障害概論に関する理解	発達障害に関する理解について、発達障害に関する診断基準に関する知識、発達障害に関する薬物療法に関する知識等支援に際して、最低限必要な知識を持っているか。支援の基礎となる部分である。	・医療 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
	技術 ☆直接支援を実施する技術	●支援のボトムアップとトップダウンの見極め	例えば幼児期には適切なアセスメントに基づき、身辺自立に関するボトムアップ(底上げ)的な指導をすることが求められるであろうが、音声に対する感覚過敏のある発達障害児に対しては音声に対する過敏さを克服する指導を実施するのではなく、苦手さに配慮した環境整備を行うなど、本人の特性に合わせた支援(トップダウン)が必要である。	・事例検討 ・発達評価 ・実践研修
		●視覚的支援を多様な場面で応用する技術	発達障害のある人の認知能力は視覚的な認知が優位であるケースが多く、多様な場面において視覚的な支援を実施できる技術は、発達障害のある人への支援において欠くことができない必要な技術である。	・TEACCHプログラム ・行動マネジメント ・自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業
		●問題行動に対応する技術(こだわり、自己刺激、興奮、過剰要求等)	問題行動などの2次障害への対応は、常時本人を支援する家族や関係機関からの支援ニーズが高い部分である。問題行動を起こす原因を分析し、行動の解消へと導く技術が必要である。	・行動マネジメント
		●心理学的評価に関する技術	本人の特性を客観的に把握することで適切な支援につなげることができる。そのためには心理学的評価(フォーマルなアセスメント)によりその人の認知について客観的に把握することが必要である。当然心理学的評価を実施する技術を持っていることが望ましいが、心理学的検査の結果を読み込み、そこから必要な支援を組み立てる技術を備えていることが必要である。	・発達評価
		●日常生活スキル、社会生活スキルの獲得支援技術	発達障害のある人については、知的障害を伴うケースだけでなく、知的に高いレベルの人についても発達に偏りがあるため、日常生活スキルを修得できていないケースや社会性の欠如からトラブルになるケースも多数存在する。地域生活への移行等の支援の際には最低限必要なスキルを身につけていることができるよう支援を実施できる技術が必要である。	・余暇支援 ・生活支援 ・ソーシャルスキル支援
		●環境の構造化を実施する技術	構造化とは発達障害のある人がその場面において何をすればいいのか、理解し、見通しを持って行動できるように環境を整理することである。アセスメントにより発達障害のある人の特性に合わせた環境の整理＝構造化を実施する技術を持っていることが必要である。	・TEACCHプログラム ・行動マネジメント
	●説明技術	日常的に支援を実施するのは発達障害のある本人を支える家族、支援関係者である。家族や支援関係者に支援方法を理解してもらうことが重要であり、そのためには適切に伝える説明技術を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
支援サービスのマネジメント 知識 ☆福祉制度に関する知識	●障害者福祉制度に関する基本的理解	発達障害者については障害者自立支援法上のサービス対象として規定されていないが、知的障害を伴うケースや精神障害を伴うケースなどサービスを活用できるケースは少なくない。そのため、支援のマネジメントのためにも障害者自立支援法をはじめとした障害者福祉制度に関する基本的な理解が必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
	●インフォーマルサービスに関する知識	地域には民生委員や知的障害者相談員、ボランティア団体、当事者、保護者団体などがあり、公的なサービスを活用できない場合や福祉サービスにそぐわない支援などを柔軟に組み立てを行うためには、インフォーマルなサービスに関する知識が必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	

領域	養成のポイント		ポイントの解説	該当する研修
技術	☆支援をマネジメントする技術	●福祉圏域内の支援に活用できるサービスに関する知識	サービスプランを作成するためには圏域内の福祉サービス提供機関等の支援に活用できるサービスに関する知識や情報を持っていることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援施策 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●個別支援計画（ケアプラン）の作成技術	支援を計画的に行い、関係機関と支援の目的、方法等を共通理解するためにも個別支援計画の作成が求められる。的確なインテークから支援ニーズの把握と適切なアセスメントに基づく効果的な支援プランの作成技術を持っていることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援施策 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●支援の進行管理ができる技術	支援計画を作成するだけでは支援は進行しない。計画に基づき、関係機関との役割分担のもとキーパーソンとともにその都度状況を客観的に把握しながら支援の進行を管理できる技術が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援施策 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
考え方	☆本人、家族、支援者、関係機関に対する姿勢	●本人、家族、支援者、関係機関への広範囲な支援の視点	地域で発達障害のある人を支えるためには、本人のみならず家族や支援者を含めた支援・バックアップが必要であり、全ての関係者ニーズをくみ取る視点が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援施策 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●支援をネットワークで行う意識	発達障害者への支援については単独機関による支援で完結するものではなく、必要な支援を複数の機関によるネットワークにおける役割分担により課題を解決する姿勢が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●関係機関と支援の目的、目標を共有する姿勢	発達障害者の支援では、支援者間の意識のズレは本人の混乱をまねくことから、ネットワークにおいて支援の目的・目標を共有する姿勢が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
ソーシャルワーク	☆チームワークによる支援を実施する技術	●本人、家族、支援者、関係機関の支援ニーズを探し出すアセスメント力	適切な支援を実施するためには、本人、家族、支援者、関係機関を含めた支援ニーズを的確に把握することができるアセスメント力が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 発達評価 面接技術
		●チームアプローチを展開する力	支援のためのネットワークを構築・維持することは大切であり、それぞれの機関が効率的に稼働しながら支援を実施するためには、発達障害者支援ケアマネージャーが中心となり、ネットワークの支援に対するモチベーションを維持しながら支援を展開する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●支援をマネジメントするための関係機関との交渉力	ネットワークにより支援のためにそれぞれの人や機関の役割分担を明確にする必要があるが、そのためには発達障害者支援ケアマネージャーが核となってそれぞれの人や機関の役割と支援の実施を承諾させる力量が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●幼児期の発達障害児への支援経験（保育園、療育機関等との連携した支援経験）	幼児期の発達障害児への支援について、家族や保育園・幼稚園・療育機関等との連携した子どもの発達を支援する技術が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●学齢期の発達障害児への支援経験（学校等との連携した支援経験）	特別支援教育の開始に伴い、各学校には特別支援教育コーディネーターが配置されており、発達障害児支援の学校におけるキーパーソンとなるが、特別支援教育コーディネーターや担当教諭との連携した支援を実施する技術が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修
		●発達障害児への就労支援経験（就労先やハローワーク、雇用支援センター等の就労関係機関と連携した支援経験）	発達障害者は環境の変化等への適応が難しく、就労しても定着が難しいため、本人の適正に応じた就労先の選定、定期的な定着支援が必要である。そのためには、就労支援関係機関、就労先を含めた連携した支援技術が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援 事例検討 プレゼンテーション フォローアップ研修

領域	養成のポイント	ポイントの解説	該当する研修		
コンサルテーション		●医療機関と連携した発達障害児・者への支援経験	支援を進めるために診断の確定が必要なケースや不適切な対応等による精神障害を発症しているケースなど、医療的な支援を必要とする発達障害児・者への支援において医療機関との連携は必要不可欠である。	・医療 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
		●福祉関係機関との連携した支援経験	ライフステージ毎に関係する福祉機関との連携した支援経験を確認することで、他のケースにおいてもコネクションを活用した支援の展開が期待できる。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
	考え方	☆コンサルティに対する姿勢	●コンサルティとは対等な関係にあるという意識	コンサルテーションを実施する際に陥りやすいのがコンサルタントがコンサルティより上の立場から指導するという意識を持つことである。スムーズな課題解決に導くためには対等な関係にあるという意識を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
	技術	☆コンサルテーションを実施する技術	●コンサルティの支援ニーズを把握するアセスメント力	コンサルティが抱える課題や支援ニーズをコンサルティより聞き出し、課題全体像を把握する力が必要である。	・発達評価 ・面接技術 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
		●支援のノウハウを伝え課題解決に導く技術	アセスメントにより支援の対象を把握し必要な支援を実施するためには以下の観点により支援ノウハウを伝え、課題解決に導く技術が必要である。 ①課題の全体像をとらえ支援の方向を示す ②実施する支援の価値や意義を伝える ③実践する技術を伝える	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	

6. 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所、その他関係機関が連携してうまく対応できた事例

年齢	学齢期（小学部）
家族構成	父・母・妹
生育歴	隣県より20年4月転入し、地域の養護学校に進学（1年）
告知・障害受容・病識の状況	・告知の年は不明 ・川崎病（1歳7ヶ月） ・自閉症 ・学齢前に隣県の通園施設に3年通う。 ・療育手帳：B
関わりのある機関	・市の保健センター ・居宅介護事業所（2カ所） ・K相談サポートセンター
サービス等の利用状況	・1カ所の居宅介護事業所（母親妊娠・バセドウ病での通院時に利用） ・月に1～2回利用
相談にいたった経過	市の保健センターより、母親妊娠時に利用したいと相談がある。
相談内容	母親妊娠時（入院中）、その後の学校終了時から父親が仕事から帰ってくる間、本人を見てもらいたいと希望がある。 また、母親がバセドウ病を持っており緊急時（通院）にも預かってほしい。
主訴	母親妊娠時の放課後に利用したい。
見立て・目標設定	母親の妊娠前後（約6ヶ月）平日の放課後の対応（月～金15：00～18：00）
対応方法	居宅介護事業所（2カ所）で放課後対応。A事業所が中心で対応、体制が取れない場合、B事業所で対応を行う。
この事例に対応するために求められたスキル・専門性	・本人の障害特性で、学校の先生・児童の名前はすべて覚えている。また、新しい体験や、本人が気になることがあると、自分のルールを勝手に作り出してしまい、そのことをこなさないと次の行動に移せなくなってしまう。（気になる児童がいると、その後どうなるか見届けないと気が済まない。帰宅時、児童が一人でも学校に残っていると帰れない等、多数） ・大人の話し言葉をよく聞いているので、本人が気になる言葉を使うと、一日その言葉が忘れないことがあったり、一度聞いてしまうとずっと覚えてしまう。 ・そのため、学校・保健所・居宅介護事業所・相談サポートセンターで会議の場を持ち、共通のルールをつくり、サービス場面も統一する（本人の興味が広がらないように過ごす場所・帰宅時の通る道を決める等）。学校も放

	<p>課後の予定を伝える(2カ所の事業所どちらが来て分かるよう見通しを立てる)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人の言葉を真に受けてしまうことから(冗談が通用せず、そのまま受け取ってしまう)、本人が気になるような余計な言葉かけはせず、具体的に分かりやすく説明を行う。 ・保護者へも、今日のサービスに誰が入るか、事前に学校の連絡ノートを活用して、スタッフの名前・車の車種(本人が気にするため)を記載して伝える。
関係機関の連携にあたり工夫した点	<p>学校で場面を切り替えるときタイマーがきっかけになっていたため、その強みを生かし、居宅介護事業所で過ごす時はタイマーを本人に見せてセットを行い、アラームが鳴ったら帰宅するようにした。</p> <p>また、本人の様子で変わったことがあれば都度連絡を取り合った。(事業所・学校・家)</p>
関係機関の連携にあたっての課題・解決策	<p>インフルエンザや台風で学校が閉鎖になった場合の対応に課題が出た。居宅介護事業所もサービス提供に制限が出ることから、家族への介護負担が高まってしまう結果となった。</p>

7. 発達障害者支援を担う人材育成の取組み

○自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修

- ・参加者：約24人
- ・形態：当事者の協力による3日間に渡る実践的研修

○発達障害者支援キーパーソン養成事業(発達障害者ケアマネージャー認証制度)

- ・目的：発達障害者支援において広域的な対応が必要な学齢期後半から青年・成人期の進路調整や就労支援・生活支援、事業所へのコンサルテーションを中心に行う専門支援人材の養成および確保
- ・参加者：7名
- ・認証主体：滋賀県
- ・認証対象：以下の対象者のうち福祉圏域の障害者自立支援協議会から1名を選出
 - ①障害者生活支援センター職員
 - ②働き・暮らし応援センター(就業・生活支援センター)職員
- ・研修内容：①初年度研修 25単位
②フォローアップ研修 3単位(翌年度以降)
(具体的なプログラム)

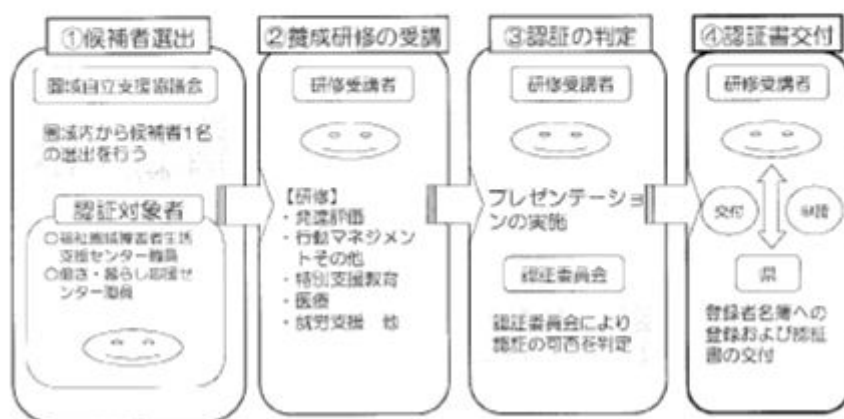
専門研修	内容	単位	実施主体案
各論研修	○発達障害者支援施策	0.5	学識経験者、障害者自立支援課
	○特別支援教育	0.5	特別支援教育専門家
	○保護者支援	0.5	発達障害関係団体
	○医療	1	医療関係者
	○評価・面接技術	9	いぶき
	○コミュニケーション支援	2	いぶき
	○TEACCHプログラム	0.5	いぶき
	○ソーシャルスキル支援	1	いぶき
	○行動マネジメント	0.5	いぶき
	○余暇支援、生活支援	1	いぶき
実践研究	○就労支援	2	就労支援関係者、いぶき
	○事例検討(コンサルテーション)	3	いぶき
実践報告	○自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業	3	いぶき
実践報告	○プレゼンテーション	0.5	認証委員会
フォローアップ	○ケース検討(コンサルテーション)	3	いぶき

- ・認証条件：①初年度研修の受講
②認証委員会での承認(プレゼンテーションの評価)

- ・ 認証及び登録：①本人の申請により、県が登録し、認証書の交付
②認証期間は2年間とする
③更新に際してはフォローアップ研修の受講が必要
- ・ 認証委員会：発達障害者支援施策検討部会を想定。メンバーは、県発達障害者支援センターいぶき、医療関係者、県障害者自立支援協議会、特別支援教育関係者、有識者。
- ・ 養成計画：7福祉圏域×5名＝35名
平成20年度：2名（甲賀福祉圏域、湖西福祉圏域）
平成21年度：7名（各福祉圏域1名）
平成22年度：7名（各福祉圏域1名）
平成23年度：7名（各福祉圏域1名）
平成24年度：7名（各福祉圏域1名）
平成25年度：5名（甲賀、湖西を除く各福祉圏域1名）

発達障害者支援ケアマネージャー認証までのフロー

- ①福祉圏域から候補者の選出
- ②養成研修の受講
- ③認証委員会による認証の可否の決定
- ④認証者からの申請により、認証書の交付および名簿への登録



- ・ 認証ケアマネがすべての発達障害に対応するわけではなく、各圏域の中核になるという前提である。具体的には、認証ケアマネが、自立支援協議会の部会で事例報告等を実施し、その場で圏域内の相談支援専門員に一定の理解・スキル伝達を行うイメージである。ただし、伝達研修を想定するなら、それにあわせて研修プログラムを改訂する必要がある。
- ・ 認証ケアマネをお願いしたい人材がいても、本来業務との調整がつかず受講できないケースがあることも課題である。

8. その他自由意見

○発達障害者体制整備事業のあり方について

- ・ 国の発達障害者体制整備事業は、従来、圏域1ヶ所をモデルにして、コーディネーターを配置し、乳幼児期から成人期の対応を考えるということだったが、今年度から、圏域への人員配置ではなく、発達障害者支援センターの中に人員を配置し、市町村をサポートする形式に変更となった。
- ・ 現場の支援ニーズを踏まえると、現在の基準額で配置できる人数で、県内全域をカバーし助言に回ることは物理的に不可能である。地域の状況、どういう関係機関があるかを把握した上で助言しなければ、効果的な個別支援計画等は作成できないので、今の事業枠組みには無理がある。圏域モデルを維持できるよう検討してもらいたい。

○中山間部・小規模都市への対応と二次圏域の重要性

- ・ 滋賀県のような中山間部、小規模都市が多い地域（全国的には標準ではないか）では、一次・二次・三次の重層的な支援体制を組み立てることが重要である。特に、市町村での一次対応、県発達障害者支援センターの三次対応をつなぐ二次圏域の重要性を感じている。

○発達障害者のニーズ量に応じた施策展開の必要性

- ・発達障害者の実態（ニーズ量）に即した施策設計がなされていない。発達障害者の発生率は2～8%といわれており、これを踏まえると、他障害以上に手厚い施策が必要なのではないか。既存の社会資源や制度を応用するのではなく、発達障害を前提とした新たな仕組みを構築する必要がある。

V. 愛媛県結果

1. 発達障害者支援センターの概要

(1) センターの基本情報

センター名	愛媛県発達障害者支援センター					
所在地	愛媛県東温市					
事業開始年月	西暦（ 2007 ）年（ 4 ）月					
運営主体	県					
センターを附置する施設	重症心身障害児施設 / 肢体不自由児施設					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	6人	0人	2人	1人	1人
非常勤	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成21年度事業予算	合計（ 16,036 ）千円					

(2) 平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外	
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	801	18	
	延支援件数	3,149	19	
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	32	0	
	延支援件数	165	0	
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	60	0	
	延支援件数	202	0	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	8	0
		延参加人数	346	0
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	3	0
		延参加人数	309	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	27	0
		延参加人数	2,189	0
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	1	
		延参加団体数	22	
	(2)調整会議	実施回数	0	0
		延参加団体数	0	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	32	0
		会議回数	36	0
6. 個別支援のための調整会議		会議回数	36	0

(3) センター事業の経過と現状

○概況

- ・平成19年に子ども療育センター内に愛媛県発達障害者支援センターを設置し、現在3年目を迎えている。センター開所準備期間がなかったため、日常業務と平行してセンター機能の体制づくりを行ってきた。
- ・職員体制は、当初、医師1人（センター長、子ども療育センター医師を兼務）、事務職1人、心理士1人、養護学校教員資格保有者2人であり、2年目から保健師を1人増員した。
- ・愛媛県は東予地区、中予地区、南予地区それぞれに地域特性や社会資源の量などが異なるため、それぞれの状況に応じて適時バックアップする形で、支援体制を整備しつつある。

○主な相談内容

- ・子ども療育センターに併設されているため、開設当初から、乳幼児期、学童期の相談が多い。
- ・県専門家チームや市町の就学指導委員、巡回相談員等の経験者、教員経験者が相談員として配置されていることから、センター開所以前からの継続ケースも多い。
- ・新規ケースについては学校教育関係、療育機関からの紹介が多い。
- ・開設2年目からは県保健師が配置されたことより、保健所、心と体の健康センター（旧精神保健センター）、地域保健センターとの連携が強化され、乳幼児期の早期発見・早期支援の体制づくりが前進した。また、地域保健所の精神保健係との連携も徐々に進んでおり、精神疾患や二次障害を抱える成人期への対応も可能になってきている。

○主な事業

- ・巡回相談事業：発達障害者支援センターの専門性を活かすため、県内6ヶ所、各地域年3回の巡回相談を行っている。（医師、相談員1～2人体制）この事業は、子ども療育センターの巡回相談事業とあわせて展開している。
- ・東予地域ネットワーク事業への協力：東予地域では、四国中央市、新居浜市が発達障害者支援において先駆的な取り組みを実施しており、県振興局で独自に予算を確保し、圏域内の他の市町にもそのノウハウを拡大している。
- ・地域活動支援センターの支援者へのメンタルケア：座談会形式、月1回程度開催している。
- ・就労支援機関との連携：若者自立支援会議に参加している。
- ・松山高等技術専門校との発達障害研究会：月1回、発達障害0A実務科への助言などを実施している。
- ・余暇支援事業：小・中・高の学齢期を対象に月1回の仲間作りを行う。
- ・地域のニーズに合わせた研修会の開催、講師派遣

○県の支援センターと市町の支援センターの役割分担

- ・従来から各市町において独自の発達障害者支援体制の整備が進められており、県のセンターは後発の新しい社会資源であり、その役割分担や連携方策については、模索段階にある。
- ・県の支援センターの管轄地域の広さ、限られた人員体制をふまえると、県のセンターは間接支援という視点で整理する必要がある。身近なところで基本的な対応を行い、対応困難ケースを県に上げていくような重層的な仕組みが必要ではないか。
- ・県のセンターには、医療のバックアップ体制があることの特徴を生かし、人材育成や先進地域の情報を全県に提供していく役割が期待されている。

○今後の課題

- ・地域の相談支援体制とどのように連携していくか、特に地域資源の少ない地域への支援を地域の実情に合わせてどのように行っていくか。
- ・専門性を持った支援者育成などをあわせて実施していくことも必要である。

2. 発達障害者支援センターが所管する地域の概要

(1) 地域の概況

市町村数	20 市町
圏域設定の有無	なし
人口	(1,437,093) 人・(599,284) 世帯 ※2009年12月1日現在推計人口。
面積	(5,677.73) km ²
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県は、四国の北西に位置し、北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には西日本で最も高い石鎚山(1,982m)がそびえている。瀬戸内海・宇和海には200余りの島々があり、海・山両方の美しい自然に恵まれている。詳細は、県ホームページ参照。 (http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyoku/150kikikanri/00005592041006/keikaku/1-2hen.pdf) ・愛媛県では、平成14年度末に70あった市町村が、旧合併特例法下での取り組みにより、平成17年8月には、20市町に再編された。合併により、町単位で推進していた巡回相談体制の後退などが見られた。 (http://www.pref.ehime.jp/gappei/)

(2) 地域の障害者数(平成21年3月31日現在)

手帳所持者	身体	78,080 人
	知的	10,410 人
	精神	4,924 人
発達障害者		統計なし
うち発達障害児		統計なし

(3) 発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状(発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等)

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターの運営以外に、発達障害者支援に関連する主な事業として以下のものがある。 ・LD・ADHD等特別支援教育推進事業：文部科学省の事業で、校内体制充実セミナーを開催したり、広域特別連携協議会で発達障害の連携を進めている。 ・障害児(者)療育支援事業：県下13施設で、外来による療育相談や通園事業所職員等への技術指導等を実施している。 ・発達障害者職業能力開発モデル事業：松山高等技術専門校(県の職業訓練校)で職業訓練を実施している。1年目は若者サポートステーション利用者の中で障害受容できている人を対象としており、就職につながった。2年目は二次障害の課題を抱えた人等を対象として、心の健康センター、発達障害者支援センターも協力しながら取り組んでいる。 <p>※平成20年度6名、平成21年度8名が対象、3年のモデル事業のため平成22年度も募集</p>

3. 発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

(1) 障害者相談支援事業所の状況

①相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	66ヶ所	5ヶ所	2ヶ所	5ヶ所	0ヶ所
指定事業所	34ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	0ヶ所
行政直営	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	4ヶ所

②発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

○市独自に支援センターを有する四国中央市（東予地区）の取組み

- ・四国中央市は県の東端ということもあり、県庁所在地から離れていて県のサービスが受けにくい。特に、教育面では、特別支援学校が通学可能圏になかったため、市独自で対応を考える必要があり、児童通園の事業者、特別支援学級の担当教員、相談支援事業者等が中心となって、滋賀県湖南市の取組みを参考に、発達支援センターを立ち上げた。
- ・センターの利用対象は3～18歳で、発達障害に限らず、肢体不自由や精神疾患を有する者も対象としている。
- ・市内に在籍している子どもについては関係機関の連携がうまくいくが、15歳を過ぎて県立高校等に進学すると、市域を超えてしまうため、十分な連携が難しい現状がある。
- ・今後については、進学時の支援計画のつなぎ、卒業後の就職に向けた取組みが課題である。
- ・四国中央市の取組みを参考に、新居浜市では平成22年10月以降に子ども支援センターを設置する予定であり、西条市においてもセンター設置を望む声強い。

○総合相談窓口で受け止める松山市（中予地区）の取組み

- ・松山市では、相談支援事業所の相談支援専門員が積極的に支援を展開している。
- ・平成21年度から市では障害者総合相談窓口を社協に設置している。ただし、「障害者」と銘打っているので、限られた障害者が利用する窓口と受け止められており、どちらかというところでは相談支援事業所に直接相談が持ち込まれるケースのほうが多い。
- ・総合相談窓口ができて相談の受け皿が広がったことは評価できるが、年齢が低い子ども、学童期で本人に障害認知はないが親や学校が困っている子ども等については、本人のニーズ、年齢、保護者の障害受容の状況に応じて子育て総合相談窓口で対応したほうが、円滑に支援につながる可能性もある。（障害者相談支援専門員であることは伏せて活動するケースも多い）
- ・松山市では、中核市として発達支援センターの立ち上げを検討している。

○中予・南予地区の町レベルの取組み

- ・久万高原町（中予）、松前町（中予）、内子町（南予）、は町レベルで、保健センター・教育委員会が連携して、乳幼児期～中学までの支援体制を整えている。旧中山町（中予）、旧双海町（中予）においても同様の取組みがあったが、市町村合併に伴い難しくなった。

① 乳幼児健診においてリスク児の早期発見と療育教室（保健センター中心）

② 幼稚園・保育所の巡回相談と関係者の連絡会（教育委員会と保健センター）

③ 小学校・中学校入学前（一部高校も実施）と入学後の巡回相談（教育委員会と保健センター中心）

④ 特別支援連携協議会、就学指導委員会における情報交換

※愛媛県発達障害者支援センターは巡回相談員、就学指導委員としてコンサルテーションを行っている。

○南予地区の取組み

- ・愛南町・宇和島市は、5歳児検診を実施している。（宇和島市では児童相談所の心理判定員の協力を得ている）

○相談支援にかかわる人材育成

- ・県として、相談支援を的確に行える人材を圏域ごとに確保するために、平成19年度から障害者ケアマネジメント体制整備にかかわった初期メンバーでない人材を国の研修に派遣し、地域に戻って研修を開くことを想定して、裾野を広げている段階である。
- ・相談支援専門員やサビ管の研修で、発達障害に関する基本的な知識の普及を行い、手帳があればサービスが利用できるため発達障害者支援センターと連携して取組みを行うように情報発信している。
- ・ただし、福祉サービスの利用につながった後、相談支援事業者、サビ管、その他の関係機関のうちどこが中心になってかわるのか、モニタリングをどう継続するかが課題となっている。

(2) 自立支援協議会の状況

①発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

- ・現段階では、発達障害に特化した部会はないが、相談支援専門員の定例会や個別支援会議で困難事例として上がってくることはある。
- ・発達障害に対しての支援目的がはっきりしていない状況なので、部会を設置するかどうかは、今後の状況をふまえて十分検討する必要がある。発達障害を「障害」に含めても支援がない状況では大きなメリットが想定できず、本人が地域で暮らしやすい形で一般市民への理解が進まない可能性があるためである。

②発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・県自立支援協議会として発達障害を協議事項にとりあげたことはない。
- ・今後、県協議会が広域的・専門的な相談支援や地域自立支援協議会のバックアップをする上で愛媛県発達障害者支援センターとの連携を検討していく。
- ・県の自立支援協議会と特別支援教育連携協議会には具体的な連携はない。

4. 発達障害者支援における関係機関の連携の概要

(1) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

①連携の必要性

1. 連携の必要性を感じる 2. どちらともいえない 3. 連携の必要性を感じない

②連携に関する現状評価

1. うまくいっている 2. どちらともいえない 3. うまくいっていない

③発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

- ・個別のケースを通じ、必要に応じて連携体制を整えている。関係機関、保護者も含め個別支援会議を設ける場合もある。
- ・新居浜市発達支援課とは月1回のケースカンファレンスを行い、新居浜市より相談のあったケースに関して情報の共有化、支援の方向性の話し合いを行っている。
- ・定期巡回相談においては、相談者のピックアップとその後のフォローに関してセンターと相談支援事業者が連携している。

(2) その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
児童相談所	・同じ県機関として情報共有を図っている。(情報提供依頼等、こまめに連絡)	・虐待ケースで発達障害が疑われるケースへの対応。
心と体の健康センター	・同じ県機関として情報共有を図っている。(情報提供依頼等、こまめに連絡) ・思春期相談、不登校等、発達障害の疑いがあるケースについては、学校への介入等が必要となるため、愛媛県発達障害者支援センターに紹介してもらっている。 ・発達障害に特化した集団指導、SST等の紹介。	・二次障害が見られるケースに対する役割分担。 ・確定診断の困難さ。
若者サポートステーション	・コミュニケーショントレーニングなど就労に向けてトレーニングの場として紹介している。 ・ケースの紹介時に事前連絡する等、情報の共有を密にしている。	・発達障害が疑われる人に対する対応。 ・就労に向けた役割分担。
教育センター	・医療情報の提供や学校での様子、相談の経過等を連絡している。	・スムーズな情報提供。 ・特別支援教育室と不登校に対応する

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援、不登校への対応等では、連携して相談支援、発達支援にあたる。 ・教員（特別支援教育コーディネーター等）への研修では、発達障害への理解を進めるため講師を派遣している。 ・県スキルアップ研修、教育センターが実施している親子療育教室で、保護者にも情報提供している。 	<p>教育相談研究室との連携の仕方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離的な制約による継続利用の困難さ。 ・旅費等の制約によるアウトリーチ支援の困難さ。
保健所・保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・M-CHAT など伝達講習をし、保健師のスキルアップにつなげる。 ・保健センター母子保健係からの情報提供により相談に対応したり、相談結果をフィードバックしたりしている。 ・保健所はケースにより精神保健係と連携し相談支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によりケースの共有が難しい場合もあるため、今後、ネットワークを拡げていくことが必要。ニーズに合わせて都度関係機関につなぐ。
療育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・検査等の情報を共有している。 ・医療、訓練などはケースに応じ、子ども療育センターの専門的機能につないでいる。 ・就学前から就学後の相談支援に適時対応している状況である。 	
フリースクール	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対応として、情報交換をしながら支援の方向を相談している。 	

※児童相談所、心と体の健康センター、知的障害者更生相談所、松山高等技術専門学校は、同一敷地内のため、集中的に支援できる環境にある。

5. 発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける職員ははじめ日々関わる保育所や学校などの職員が発達障害の特性を理解しておくことが重要であるため、県センターは、そのための情報提供を行っている（講義、パンフレット、助言）。 ・M-CHAT について保健所、保健センター保健師への伝達講習を行っている。
発達障害の確定診断前の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースに関わる機関から情報収集し、問題の整理を行う。 ・心理検査を実施する。 ・相談受付時に、情報提供や対処法を考える。（療育機関の見学、他の相談機関の紹介、家庭での対応の仕方等）
発達障害の診断・診断後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の上、医師が診断し、必要に応じて投薬、訓練等を検討している。 ・親が孤立しないように相談や情報提供を実施している（親同士の集まりの場への参加や親の会の紹介等）。
発達障害のアセスメントやモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関で情報を共有して、連携している。ケース会議などで関係機関が集まり、意思統一・役割分担を行い、親参加の個別支援計画を立て、見直していく。
発達障害者に提供する具体的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・訓練・医療の具体的なサービスを提供する。 ・社会資源（ケースにあった手法を提供できる機関、余暇支援活動の紹介等）の情報を提供する。 ・所属機関との話し合いの場を設ける。
関係機関の情報共有、引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関での役割分担、関係機関の意思統一、必要時の連絡会を実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎ時には、質の低下が起こらないよう努めている。 ・関係機関では、事前連絡で情報共有している。
支援を必要とする人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関にパンフレットを配布している。 ・インターネットや新聞、広報紙への掲載を行っている。 ・ケースに合った情報をいくつか提供しており、担当者名を伝えたり、ケースの了解のもとで事前連絡することもある。

6. 発達障害者支援を担う人材育成の取組み

<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成は南予地域で重点的に取り組んでいる。地域の支援ネットワーク構築を主眼としたセミナーを開催し、地域で取り組めることをまずは知ってもらう機会を設けている。セミナー後、県のセンターへの相談件数が増えており、やる気のある市町、スタッフがそろっている市町から少しずつ取組みが始まっている印象である。 ・先行する東予・中予地域の取組みをモデルとして、県のセンターが全県に普及していくイメージを持っている。
--

VI. 大分県結果

1. 発達障害者支援センターの概要

(1) センターの基本情報

センター名	大分県発達障がい者支援センター ECOAL					
所在地	大分県豊後大野市					
事業開始年月	西暦（ 2005 ）年（ 2 ）月					
運営主体	社会福祉法人					
センターを附置する施設	知的障害者更生施設					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	4人	1人	0人	0人	0人
非常勤	1人	1人	0人	0人	0人	
平成21年度事業予算	合計（ 19200 ）千円					

(2) 平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外	
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	373	14	
	延支援件数	894	18	
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	35	0	
	延支援件数	518	0	
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	15	0	
	延支援件数	74	0	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	4	0
		延参加人数	203	0
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	33	0
		延参加人数	815	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	28	0
		延参加人数	1488	0
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	3	
		延参加団体数	70	
	(2)調整会議	実施回数	37	0
		延参加団体数	216	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	57	0
		会議回数	19	0
6. 個別支援のための調整会議		会議回数	19	0

(3) センター事業の経過と現状

<p>・開設当初から県内のセンター化を目指して、発達障害に関する専門家の養成を3年計画で行ってきた。今年度からは、本研修過程の全てを終了した専門員を各市町村に派遣する事業を始めている。また、来年度からは、関係機関同士が情報の伝達・共有を行うための「発達支援ファイル」を専門員が軸となって普及し、発達支援が必要とされていることを証明する「発達支援登録証」を発達障がい者支援センターの審査に基づいて発行する予定。</p>
--

2. 発達障害者支援センターが所管する地域の概要

(1) 地域の概況

市町村数	18 市町村
圏域設定の有無	5（予定：別府湾広域都市圏、県北広域都市圏、日田玖珠連携都市圏域、豊後大野竹田連携都市圏、県南連携都市圏）
人口	（ 1,196,795 ）人 ・ （ 489,944 ）世帯
面積	（ 6339.34 ）km ²
地域特性	日本一の温泉地であるため、県民のリハビリ意識が高い

(2) 地域の障害者数

手帳所持者	身体	67477 人
	知的	8453 人
	精神	4386 人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

(3) 発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状（発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等）

<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度の発達障害者支援体制整備事業を通して、県内の発達障がい児者の実態調査を行い、その実態調査に基づいて、平成 20 年に大分県発達障害者支援体制基本方針の策定を行っている。現在、この方針にそって「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」等の取り組みを展開中である。 来年度からは、支援専門員が発達支援ファイルを軸にした関係機関での情報の共有と個別支援計画に対するスーパーバイズを目的にしながら活動することを予定している。 発達障がい者支援センターは、発達支援ファイルの発行と専門員に対する研修やスーパーバイズを軸とした運営を行うという役割分担を目指している。 また、今後は、圏域ごとに当事者活動を支援できる仕組みを構築できるとよい。
--

【参考：大分県発達障がい者支援体制基本方針の概要】

①全てのライフステージにおける共通のニーズ

支援ニーズ・現状と課題	支援体制整備の方針
(1) 発達障がいに関する知識の普及・啓発 ・社会的な理解が不足しているため、本人の性格や親のしつけのせいであるといった誤った理解が根強い。 ・誤った情報が広まりやすい面もある。	・正しい知識の普及のためのパンフレットの作成・配布 ・県のホームページなどを通じての積極的な情報提供 ・保育士や保健師、教職員等を対象とした研修会の推進 ・一般企業や事業所に対する啓発の推進
(2) 発達障がいに関する専門家の養成 ・専門性の向上のための研修の機会が少なく、また、専門官の派遣の要請に応えられる人材が不足している。	・専門研修の実施等による人材の養成 ・研修修了者を活用できる体制づくりの推進 ・様々な機関、職種への専門性向上の働きかけ
(3) 関係機関の連携体制の整備 ・福祉、保健、医療、教育、労働等の各機関の情報交換、情報の共有、個別のケース検討といった連携が十分ではない。 ・保育所、幼稚園等では、発達障がい児への対応に苦慮しており、専門機関からの支援を望む声強い。	・地域の支援ネットワークを活用した連携体制の整備 ・各圏域における連絡調整会議や事例研究会の開催 ・個別支援計画の作成の普及推進 ・発達障がい者支援センター等の専門機関からの助言や技術的な支援の充実

②各ライフステージごとの固有のニーズ

支援ニーズ・現状と課題	支援体制整備の方針
<p>(4) 早期発見・早期療育等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6ヶ月児健診、3歳児健診では、この時点で顕在化していない発達障がい等は発見が困難な場合がある。 ・現状では早期発見が難しく、小学校入学後に様々の問題を指摘されるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診で発達障がいを見逃さないよう専門職の参加やチェックリスト改善の働きかけ ・幼児の障がいに早期に気付くよう保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修の推進 ・地域で中心的な役割を担う医療機関の整備に向けての取組 ・関係機関からのアドバイスや定期的な訪問などによる家族支援の推進
<p>(5) 教育的支援・発達支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学に際して、就学前の情報伝達が十分でなく、小学校で継続した支援がなされていない。 ・教員の発達障がいについての知識や理解が不十分で、発達障がいのある児童生徒を把握できていない。 ・放課後や学校の長期休業中における発達支援のニーズが高いが、社会資源が十分整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の情報を次のライフステージにつなげる仕組みづくりの検討 ・特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 ・教職員への研修等を通じて特別支援教育への理解の推進 ・小・中学校等への巡回相談や専門家チーム相談会の実施 ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成 ・放課後や学校の長期休業中の発達支援に関する既存の社会資源の専門性の向上
<p>(6) 就労支援・生活支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場での理解が不足しているため、就労する能力があるにもかかわらず、就労継続が困難となっている場合がある。 ・安心して生活するための必要な地域資源が少ない。 ・発達障がい者は、コミュニケーションに困難を伴う場合が多く、差別や権利の侵害を受けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する理解の促進等による就労機会の拡大 ・グループホームやケアホームなどの生活の場の整備の推進 ・相談支援事業者、障がい福祉サービス事業所等の既存の社会資源の専門性の向上 ・民生委員やボランティア団体など地域活動の中心となる方への理解の促進 ・差別や虐待防止、権利擁護のための啓発活動の推進

3. 発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

(1) 障害者相談支援事業所の状況

①相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	43ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	10ヶ所
指定事業所	43ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
行政直営	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

②発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

・各相談支援事業所の中からも大分県発達障がい者支援専門員養成研修を自主的に受講していただいており、発達障がい児者の地域生活支援体制に向けて連携をすすめることができている。

(2) 自立支援協議会の状況

①発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

・発達障がい者に特化した部会は設けられていないが、知的障害者の部会などに「知的・発達障害」などといった位置づけで、事例や支援体制の検討などがなされている。

②発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

・県自立支援協議会の委員と大分県発達障がい者支援センター連絡協議会の委員には重複も多く、県としての方向性は共有できている。

4. 発達障害者支援における関係機関の連携の概要

(1) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

①連携の必要性

1. 連携の必要性を感じる 2. どちらともいえない 3. 連携の必要性を感じない

②連携に関する現状評価

1. うまくいっている 2. どちらともいえない 3. うまくいっていない

③発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

・県内の主な相談支援事業所から、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会の委員として、事業の企画・運営などの協力を得ている。中でも、特に、発達障がい者支援専門員養成研修の中で、学びあう関係がとれているため、相談に応じて連携がとりやすくなっている。

(2) その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
当事者団体	・定例会や部会、活動の支援	・他機関とのコーディネート
行政機関	・大分県単独の事業を含めた協力	・5年後を見通した事業展開
教育機関	・相互の事業に関与し、協力	・支援専門員の派遣と位置づけ
医療機関	・養成研修を軸にした連携	・専門性の向上
福祉施設	・養成研修や専門員の派遣を軸にした連携	・スーパーバイズ体制の構築と専門性の向上
相談機関	・連絡協議会を軸にした連携体制	・専門性の向上

5. 発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	・脳のタイプや、特性を交えた普及・啓発 ・周囲からの疑い、発見による相談機関へのつなぎ ・受容を目指したポジティブ情報の伝達
発達障害の確定診断前の支援	・困り感についての理解と相談支援 ・本人のニーズに合う医療機関の紹介 ・当事者（保護者）との関わり
発達障害の診断・診断後の支援	・障がい特性や支援体制についてのライフステージを通じた説明 ・障がい受容に向けた、見通しやポジティブ情報の伝達
発達障害のアセスメントやモニタリング	・本人の特性や才能を理解するための検査（WISC-IIIなど）や、チェックシートをもとにした聞き取り ・発達支援ファイルなどによる情報交換・伝達
発達障害者に提供する具体的な支援	・自己理解のためのチェックや、支援環境の設定 ・当事者（保護者）団体の紹介や福祉サービスの利用方法などの情報提供（ガイドブックなど利用）
関係機関の情報共有、引継ぎ	・専門員を仲介者とする個別支援ファイル（共有のための支援の履歴情報）の記入
支援を必要とする人への情報提供	・市町村を軸とした、相談窓口の設定

6. 発達障害者支援を担う人材育成の取組み

○「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」立ち上げの経緯

- ・支援費制度下、サービス基盤として、行動援護もなく、居宅支援も低調な頃にセンターを開設した。
- ・同一法人内に県内唯一の自閉症施設を有し、二次障害のある強度行動障害の人等を受け入れており、常に定員いっぱいの状況が続いていた。こうした中で、関係機関には、発達障害等の困難ケースは、皆で対応を考えるよりは、当法人に紹介して終わりというイメージを抱かれており、センター開設当初はそのような相談が多かった。
- ・しかし、広域な県内全域のケースを1センターで継続的に支えることは物理的に困難であるため、各圏域で対応できる体制、人材育成の必要性を実感し、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会に課題提起した。この会議には、県内の発達障害に関する医療・福祉・行政関係者、相談支援事業者のうちの圏域コーディネーターが参画していたため、当初から、センター単独の取り組みではなく、県の関係機関全体での取り組みとして、人材育成の必要性、意義を共有した上で、平成18年度から「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」を開始した。

○研修の概要

- ・研修の概要は以下のとおりで、毎年受講者を受け入れているので、発達障害支援を担う人材は着実に増えている。

- ①初級（1年目）：6回の講義、3機関の現場視察研修。定員 50 人。
 - ②中級（2年目）：4回の講義、5日間の施設での実務研修。定員 30 人。
 - ③上級（3年目）：事例検討会、研修会に既定回数以上参加。定員 30 人。
 - ④4年目から資格交付審査会を経て、スーパーバイザーとして活動開始。資格交付者 15 人。
- ・研修参加希望者は小中学校の教員を中心に相当数おり、初日で定員に達する状況が続いている。初年度は先着順で受けていたが、圏域ごとの中核人材を育成するという視点から、3年目からは、圏域、所属機関（保育園、小学校、障害相談支援事業所等）のバランスに配慮して、連絡協議会で選抜を行っている。

○研修の成果

- ・平成 21 年度に最初の修了者を送り出し、相談支援事業所、保育園・幼稚園、小学校、福祉施設、当事者の会等での個別支援会議、日常的なアドバイス、普及啓発等に 67 回の派遣を行っている。（平成 22 年 1 月までの 10 ヶ月の実績）
- ・派遣については 1 回 1 万円の報償を支払っている。
- ・派遣依頼を受け付ける窓口を各市町村（行政）に設置したことによって、市町村ごとの実態把握や、相談支援事業所や関係機関との連携が円滑にできるようになった。
- ・受講者・修了者は、教育、障害者施設、行政関係の多様な機関に所属しており、色々な立場から発達障害について理解し、支援する体制を作ることができている。
- ・3 年かけて人材養成すると、一緒に研修を受ける中での受講者間のつながりが生まれ、多職種ネットワークができている。また、修了式も初級・中級・上級の全受講者を集めて開催するようにし、情報交換の機会を設けており、今後はこうしたネットワークが活用されることで、本人のニーズに合わせた調整がより円滑に進むことが期待される。
- ・機関に役割をつけると担当者が変わること取組みが停滞したりするが、専門員は個人に役割を担ってもらうので、異動になっても可能な範囲で発達障害者支援にかかわり続けてもらうことが可能である。
- ・発達障害支援の専門性は見極めにくいいため、当事者が誰に相談すればよいか迷う場面が多い。一定の専門性を担保された専門員を養成することで、今後は相談先を選びやすくなるのではないかと。（今後は、専門員の所属機関をホームページで情報提供する予定である）

7. その他自由意見

- ・大分県では、発達障がい者支援センター連絡協議会が軸となって、保健・医療・教育・福祉・行政・労働分野のスペシャリストに向けて、発達障がいに関するゼネラリストを目指した相互研修を行っており、その研修制度を起点にしながら、相談支援事業所を始めとする各関係機関同士のネットワークも発展してきている。

（文責：三菱総合研究所 高森裕子）